

別海町議会会議録

第3号（平成25年3月11日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- | | | | |
|---|-----|------|----|
| ① | 15番 | 中村忠士 | 議員 |
| ② | 5番 | 西原浩 | 議員 |
| ③ | 1番 | 木嶋悦寛 | 議員 |
| ④ | 9番 | 瀧川榮子 | 議員 |
| ⑤ | 3番 | 森本一夫 | 議員 |

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- | | | | |
|---|-----|------|----|
| ① | 15番 | 中村忠士 | 議員 |
| ② | 5番 | 西原浩 | 議員 |
| ③ | 1番 | 木嶋悦寛 | 議員 |
| ④ | 9番 | 瀧川榮子 | 議員 |
| ⑤ | 3番 | 森本一夫 | 議員 |

○出席議員（16名）

1番	木嶋悦寛	2番	松壽孝雄	
3番	森本一夫	4番	今西和雄	
5番	西原浩	6番	杳澤昌廣	
7番	小林敏之	8番	安部政博	
9番	瀧川榮子	10番	山田信	
12番	松原政勝	13番	戸田博義	
14番	戸田憲悦	15番	中村忠士	
16番	佐藤初雄	議長	18番	渡邊政吉

○欠席議員（1名）

副議長 17番 安田輝男

○出席説明員

町	長	水沼猛	副町長	磯田俊夫	
教	育	長	真籠毅	代表監査委員	鈴木英世

監 査 委 員 下川原 洋
 福 祉 部 長 佐 藤 次 春
 建 設 水 道 部 長 天 田 豊
 監査委員事務局長 上 月 昭 彦
 病院事務局長^取 磯 田 俊 夫
 総 務 部 次 長 宮 部 正 好
 福 祉 部 次 長 田 保 圭 乙
 建 設 水 道 部 次 長 永 野 寛 昭
 総 務 課 長 宮 部 正 好
 財 政 課 長 河 嶋 田 鶴 枝
 町 民 課 長 半 田 三 喜 男
 特養建設準備室長 田 保 圭 乙
 農 政 課 長 山 崎 茂
 商 工 観 光 課 長 大 槻 祐 二
 学 務 課 長 藤 原 繁 光
 生 涯 学 習 課 長 下 地 哲

総 務 部 長 竹 中 仁
 産 業 振 興 部 長 有 田 博 喜
 教 育 部 長 大 島 登
 農 委 事 務 局 長 森 本 哲 男
 会 計 管 理 者 半 田 雅 代
 福 祉 部 次 長 佐 藤 英 敏
 産 業 振 興 部 次 長 竹 内 伸 康
 教 育 部 次 長 藤 原 繁 光
 総 合 政 策 課 長 浦 山 吉 人
 税 務 課 長 宮 越 正 人
 福 祉 課 長 佐 藤 英 敏
 保 健 課 長 佐々木 勉
 環境特別推進室長 登 藤 和 哉
 上 下 水 道 課 長 永 野 寛 昭
 学 務 課 参 事 中 谷 隆 弘

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 土 井 一 典

主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

4 番 今 西 和 雄

5 番 西 原 浩

6 番 沓 澤 昌 廣

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） ただいまから、第5日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、17番安田議員、遅参議員は、13番戸田博義議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

4番今西和雄議員、5番西原浩議員、6番沓澤昌廣議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに、15番中村忠士議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○15番（中村忠士君） おはようございます。

東日本大震災、福島原発事故から2年がたちました。犠牲になられました方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に改めてお見舞いを申し上げます。

震災と原発事故を人ごととせず、被災者の心を我が心として被災地の復興と我が町別海の防災、安全のために微力ではありますが力を尽くしていきたいという決意を改めて申し上げ、質問に入らせていただきます。

通告に従いまして、3点にわたって質問をいたします。

まず第1点目です。子供たちの健やかな成長を保障するための取り組みについてであります。

新たに就任された教育長におかれましては、これまで自治体情報システムの構築や新病院の建設とスムーズなスタート等々、重要な事業に多大な貢献をされてきました。敬意を表しますとともに、今後、別海町教育の発展と子供たちの健やかな成長のため、一層尽力されますことをお願いしつつ、質問をさせていただきます。

初回ですので教育長の役割、子供の権利条約、ユネスコ、教員の地位に関する勧告など、教育行政の基本にかかわる問題で質問をしたいと思っていたところですが、緊急を要する問題が出ていますので、今回はそちらに重点を置いて質問をいたします。

まず1点目ですが、社会状況を反映して子供たちの生きづらさ、育ちづらさが言われています。いじめや引きこもり、不登校、さらにネグレクトを含めた児童虐待の問題は、その一つのあらわれとも言われています。別海町においても、幾つかの問題があると前教育長の答弁で述べられています。問題の所在は単純ではなく、一層複雑化してきています。家庭環境、とりわけ貧困と格差の広がり子供たちの成長に影響していることも指摘されています。

そうしたことから、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的知識、技術を

用いて子供たちを支援するスクールソーシャルワーカー制度の確立が進められてきています。別海町においても、スクールソーシャルワーカー導入を早急に検討すべきではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） まずは、中村議員より就任に当たりまして温かいエールを送っていただきまして、大変恐縮に存じます。先人の皆さんが苦勞して築き上げてきました教育行政を少しでも向上させるようにしっかりと進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それでは、中村議員の質問にお答えいたします。

長期にわたる不況や社会環境の変化の中で、生活苦などから来る家庭環境が子供たちにさまざまな影響をもたらしている現状にあると言えます。

そのような中で、現在、教育行政で取り組んでいる内容として不登校児童生徒への対策としましては、教育支援センターとして設置されています「ふれあいルーム」に専門指導員、スクールカウンセラーを配置し、子供たちの心のよりどころとして活動しております。

また、学校現場におきましては、障がいのある児童生徒の対応を強化するために特別支援コーディネーターの配置、それと身体的な健康面でのケアを行うための養護教諭をそれぞれ配置し、対応に当たっている現状であります。

しかしながら、ネグレクト、いわゆる育児放棄等を含めた児童虐待などの対策に関しましては、学校内の体制がまだ整っておらず、対応策を模索している現状にあります。一人の子供が生活苦や複雑な家庭環境など、複合的に抱えている場合、教育行政の枠を超えて福祉、医療部門や各種審議会などと綿密な連携強化を図ってサポートしていく必要があると考えております。その仲介調整支援を進めていくのが、いわゆるスクールソーシャルワーカーの位置づけと役割になると思います。

教育委員会としましては、まず学校と家庭、そして関係機関と連携を図るために平成25年度から別海中央小学校に学識経験の豊富な方を1名増員配置をしまして、そこを拠点校として子供支援の体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） スクールソーシャルワーカーについての基本的な認識というのは今、述べられたとおりかなというふうに思います。その点は一致しているのではないかなと思うのですが、とりわけ非常に子供環境が複雑になってきている中での各分野をつなげる役割、それをスクールソーシャルワーカーが担うのだということで、端的な言い方としてこういうふうに言われているので、これはわかりやすいかなというふうに思うのですが、スクールソーシャルワーカーは08年4月に深刻化する子供の養育環境の悪化を食いとめ、学校と地域の連携を進めるコミュニティーワークの専門職として導入されたというふうに説明されています。

文科省のほうでは文書で学校現場には問題対応策としてさまざまな施策が導入されていると、先ほど教育長がおっしゃられたようにカウンセラーであるとか、あるいはコーディネーター、もともと配置されていた養護教諭の、そういう役割というのが発揮されていると、それぞれの施策は特定の問題に焦点を当てた役割をするもので包括的なものではないというふうに文科省では言っております。

したがって、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて

児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備するというふうに説明しているのが文科省の文書にあるのです。

そういうことで、各分野をつなげる、そういうことの役割が今必要なのだというふうに文科省そのものも言っております。道教委では、平成23年に22市町で導入しているということで、管内で言えば中標津町ですね、それから今年度、24年にはさらに3市町が加わって25市町に配置されています。釧根では釧路市、そして先ほど言った中標津町ということで、既にもう近くで配置されているところがあるということなのですが、そういうところでの実績等については教育委員会としては調べておられるか、あるいは今後、そういう身近なところで配置されているスクールソーシャルワーカーの実績等について調べるおつもりはあるかということについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 中村議員のほうから現在、道内、道教委のほうでスクールソーシャルワーカーの事業、現在行っていると、現在、近隣では中標津町が22市町の中の一つとして地区運営協議会ということで、そのような位置づけで活動しているというのは文書の中で承知しております。

その部分の結果については、全てのものがまだ伝わってきているわけではありませんので、現在、そういったところで試行を進めながら、調査研究を進めながらやっている状況なのかなというふうに思っております。

そういった実績等を注視しながら、参考になるものは当然、参考にしていかなければなりませんし、もちろん別海町としましてもスクールソーシャルワーカーを置いて、例えば不登校関係も含めて、家庭の中まで入っていかないとなかなか調査がし切れないという状況がありますので、そういった部分ではいろいろな近隣の町村の教育委員会とも連携を深めながら、情報を共有しながらいろいろな事案、事例等を含めて調査しながら積極的な部分で進めていきたいなと思っておりますし、そういったネットワークもありますので、それも活用しながら今後、進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） このスクールソーシャルワーカーの件でもう1点ちょっとお伺いしたいのですが、私、道教委の担当の方とこの件についてお話ししたときに、担当の方はぜひ活用してほしいということで私のほうに言った言葉が、全道五つのエリアに分けてスーパーバイザーを配置しています。いろいろなアドバイスをするというので、年に1回ほど研修会も持たれているようです。

こういうスーパーバイザーをぜひ活用してくれと、あるいはその研修会をやっているから、ぜひそういうところにそういう機会も活用してほしいというふうに道教委の担当の方はおっしゃっていました。

ぜひ、そういう機会がありますので、それを活用するということを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 現在、北海道の運営協議会の中にスーパーバイザーと言われる方がおられます。このエリアごとにスーパーバイザーがいて4エリアに分かれて今、スーパーバイザーが配置されているというふうに思うのですがけれども、先ほど答弁しましたように、25年度からスクールソーシャルワーカーに近い職員を配置してと考えております

ので、今後、そういった部分についてはいろいろな研修なり、連携を深めるという中では当然、そういうスーパーバイザーの力をかりながら進めていくことも当然、必要だと思いますので、そういった部分は積極的に活用して進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今年度というか、平成25年度に向けてのいろいろな手続きというのは、実は道教委に対する申請というのは何か3月13日締め切りだというふうになっているそうで、もうそれには現実的に間に合わないわけで、平成26年度に向けてということになるかなというふうに思うのですが、ぜひ今のことも含めて検討していただきたいなというふうに思っています。

文科省の平成25年度に向けての予算要求を見ますと、スクールカウンセラーの増員とあわせて、このスクールソーシャルワーカーの増員というものに関して配置、充実に47億円かけるというのが文科省の考え方のようです。これは、今後どういうふうになるかというのがあるのですが、とりわけスクールソーシャルワーカーについては倍化するというのがあるのですが、文科省の考え方のようですから、ぜひそういうふうに文科省も道教委も積極的にこの点を考えているようですから、そういうこともしんしゃくして、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

2点目の質問に入りたいと思います。

別海町では、各方面の努力により長年かけて教育住宅を充実させ、その結果、別海町の赴任を希望する先生がふえ、また地元出身の先生もふえたことから、学校職場の年齢構成もバランスがとれるようになってきました。

別海町に家建て、別海町に定住して子供を町内の学校に通わせる先生方がふえたことも町の教育発展と地域の活性化に一役買ってきたと思います。

ところが最近、教育局の人事要綱による機械的な人事が進められることにより、長距離通勤を余儀なくされる例がふえ、通勤や子育てに困難を感じる先生がふえています。働きやすい環境を求めて、他管内に転出希望を出すケースも少なくない状況になってきています。結果として、有望な人的資源の管外流出を招いていることにもなります。

教育委員会では、町内の先生方の長距離通勤の実態について調査したことはあるでしょうか、また先生方の長距離通勤の実態をどのように認識されているかお伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 町内教職員の遠距離通勤の状況を調査したことがあるかという御質問でございますけれども、現在、別海町外から町内のほうに通勤されている教職員の状況でお話させていただきますと、根室市から別海町の学校へ通勤されている教職員は11名、中標津町から80名、標津町から5名となっております。

別海町に勤務する教員数は正職員で229名ですが、そのうち96名の教職員が町外から通勤しているという状況となっております。

さらに、別海町から町外へ通勤している教職員の現状ですけれども、別海町から根室市に通勤している教員が5名、中標津町へ2名、標津町へ1名ということで、町内から町外へ通勤している職員については8名というふうな現状になってございます。

次に、こうした事態をどう考えているかという御質問でございますが、教育委員会では毎年、全員の教職員から異動希望等の調書をとって個別に面接を行っております。その上で特殊事情、例えば家族に認知症の親がいる、あるいは病弱な子供がいるといったケース

ですとか、通勤時間等の意向を踏まえ、根室教育局へは詳細な状況や要望を伝えております。道教委は、その内容を考慮の上、人事を決定しているものと承知しております。

また、道教委では、各学校における学力向上や発生する諸問題に適切に対応するためには教職員の構成が不均衡とならないよう配慮する、さらには教職員の資質向上を図るために多様な地域で学校教育の経験を積ませるといった地域間の交流を積極的に推進するということで、根室管内の教職員人事異動実施要領を定めております。23年にも改正された経緯があります。

広域な根室管内において、各小中学校の適正な人事配置を考慮した結果、持ち家や家族との同居のために長距離通勤が生じていることは事実であります。しかし、教職員は実施要領を把握し、理解しているものと教育委員会では承知しております。全ての教職員の要望に応えられないという場合もあるということも御理解をしていただければと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 人数的なことについては調査をしているということで、数字も上がりましたが、そういう中で教育長、今お認めになられたように長距離通勤も現実には起こっているということも、それは事実として認識されているようですけれども、新しい人事要綱によってどういうメリットの面ももちろんあるのでしょうか、どういうデメリットが生まれていて、そして教職員の先生方がどういうリスクを負いながら通勤や、あるいは勤務しているのかということについての詳細な調査というのがされているのでしょうか、そこら辺ちょっとお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えします。

詳細な調査ということですが、基本的には教育委員会のほうで先ほど申しましたように全員の方の教職員の異動の部分については要望を上げていただいて調書をつくっております。

その中で、細かに通勤の時間関係ですとか、家庭環境も含めて記載されておりますので、それらのものを考慮して根室教育局のほうには具申しているというような状況です。答えになっているかどうかかわからないですが、一応、状況としてはそれを把握して的確に伝えているということを理解してほしいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） そういうことは人事調書で上がってくることに关しては当然、目を通しておられるのだろうし、そういうことからわかる、得られる情報というのはそれはあるのだというふうに思いますけれども、一つの例なのですが、昨年3月か4月だったと思いますが、ちょうど低気圧が通る状況というのは、今回もそうですけれどもあります。

昨年のことなのですが、長距離通勤をしている教職員3人が、そういう地吹雪に巻き込まれて玉突き事故が起こったと。3人の方がそうやって事故に巻き込まれて、その後ろにまだ巻き込まれる前に、その後ろに別海町の先生方が2台あったと、これも通勤の途中です。先生方はそういうリスクを負いながら通勤しているのだという実態については御存じないのではないかなというふうに思うのです。

だから、そういう意味で、着任されたばかりでその事実を知っているかと言っても、それはなかなかわからないかも知れないので、そういう聞き方をしませんけれども、ぜひ

そういうリスクをしょいながら現在、先生方は勤務されているのだという実態を教育委員会としてももう少し細かくつかんでいただくということが必要ではないかというふうに思うのですが、その点、どうでしょうか。実態をつかむ、もうちょっとつかむために努力するという点についてはどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 当然、長距離を通勤する先生方の苦労等含めて、詳細な部分の掌握をするというのは必要なことだと思っております。

当然、事故等、それから自然環境の中でも何が起きるかわからない状況がありますので、そういったところは啓発をしながら、指導しながら進めていかなければならないと思いますし、防災の観点からいくとまずは自分を守る、そういうことも当然、必要でしょうし、そういった防災意識の中で、例えば学校の中でそういう災害が起きたときにも対応できるような教職員であるべきというふうに思いますので、まずは自分の通勤の部分については慎重に天候も確認しながら、健康状態も確認しながらやっていただくのが、まずは第一かなというふうに考えています。

その中で、全員の方の要望を取り入れていけば問題はないのかもしれませんが、先ほども言いましたように学力向上ですとか、それからバランスのとれた教職員の構成というのを考えたときに、やはり100%そうはいかないと、なおかつ今は極端に言うと公宅に住まない先生方が実は多いのですね。中標津から別海に80名も行くわけですから、そういった中でいろいろな家庭の状況はあるかもしれないですけども、そういったところもある程度は持ち家に住む、あるいは借家に住むということも認めてきた経過なのかなというふうに思いますので、その中で例えば近くから通いたいと言っても、やはりそれは限界があるのかなと。

根室管内、かなり広いですから1市4町の中で異動していただくということになるわけですから、道教委のほうでもさっき言った実施要領については三つほどルールを決めて進めているわけです。一つには、やはりどうしても別海、中標津の中部に希望が殺到する、あるいは家を持つケースが多い、もう一つは南部のほうの根室市と、それから北部の標津、羅臼のほうにつきましては、意外と行きたがらないというのが現状だと思います。

そういったところのバランスを考えての実施要領だと思いますし、それからもう一つはいろいろな学校規模で先生方を経験させる、小さな学校から大規模な学校までの経験をさせるというのが二つ目にあります。

それから、勤務年数等を定めて例えば新採用の先生でしたら4年から5年の間で異動させていく、もしくは新採用の後は最大7年までには希望をとって異動対象とするという形で、なるべくそういった人事交流も含めて進めていかなければならないということがありますし、基本的にはやはり子供たちの学力向上でありますとか、成長のための指導していくことが一番メインとなりますので、そこを考えていくとなかなか道教委のほうの人事も全部が全部、対応できるような状況にはなっていないのかなというふうに思いますので、その辺も御理解いただければと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 人事異動がだめだとか、他町にわたって異動するということだめだとか、そういうことを言っているのではないのです。それは必要なときもあるだろうと、それは当然、そうですね。

問題は、そういうことで実施要領をつくった、その結果がどうなっているのかというこ

とを調査する必要があるのではないですかと、3年たちました、その結果、起こっていること、先生方が抱えるリスク、そういうことを教育委員会としても把握する必要があるのではないのでしょうかというのが私の問題提起です。そういう点について、もう一度お答え聞きたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 根室管内の教職員の人事異動の実施要領が制定されてから、まだ日が浅いと思うのですけれども、そういった中で今、議員申されたようにどういったことが起きているのかという部分については、教育委員会のほうでも当然、把握していかなければならないことだと思いますし、それがやはり問題が多いと、あるいは少し考え直さなければならぬということが発生すれば、それは当然、道教委も含めて管内の学校長も含めて協議していかなければならないと思っています。

やはりそれは決まった中でもやはり積み上げていくものであると思うし、経験を踏まえて、経過を踏まえて判断しなければならないものがあると思いますので、そういったところも注視して、本当に皆さん通いやすいような、働きやすいような環境づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 先ほど申し上げましたけれども有望な先生、人的な資源、力が流出しないような環境整備というものを教育委員会にお願いをいたしたいと思います。

3点目の質問に入ります。

教職員の本務ではないものは勤務時間外でやるようにという指導が強まってきているように思います。例えば、卒業生についての小学校から中学校への引き継ぎは年度内にやってはならないと、年度を超えて次年度になってからやれというような傾向があると聞いています。

それから別海の教育の編集会議、あるいは教育研究会の運営にかかわっての会計監査は本務ではないとされるというような傾向になっていると聞いています。本来は、本務とされてきたことが本務外とされ、その結果、教育活動に支障が生じる事態が生まれていると聞いています。こうした事態について、教育委員会はどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えします。

質問の中には勤務時間外でやるようにと指導されている案件として3点の御指摘がございましたけれども、まず1点目の卒業生についての小学校から中学校への引き継ぎは年度内にやってはならないといった指導があったかということにつきましては、学校のほうにも確認しましたがけれども、そのような事実ですとか、指導についてはありませんでした。

二、三点目につきましては、別海町教育研究会の活動についての御指摘だと思いますが、教職員の教育研究団体の活動につきましては、給与との関係がありますので任命権者である道教委からその取り扱いが示されておりまして、全道の教職員について適用されている状況だと思います。

その内容ですが、一つは教育研究団体の業務に従事することが、自己の研究、研修と密接に関係し、公務と同等と考えられる場合には職務と認めるというふうになっております。

二つ目は、市町村が定める職務専念義務の特例に関する条例、規則に基づき、当該市町

村における研究、研修を推進するため、特に必要と認める場合には職務専念義務の免除により、教職員が自主的に設置している教育研究団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行うことができると定められています。

御質問にありました別海の教育の編集会議につきましては、これに当たると思います。しかし、教育研究団体の庶務、会計業務については、教職員の勤務時間中に従事することはできないと示されておりますので、御質問の別海町教育研究会の会計監査につきましては、これに該当するということになると思います。

教育委員会としましては、教職員がさまざまな機会を活用して研究、研修に努めることは教育活動の中で非常に重要であるというふうに考えています。申し上げました服務上の取り扱いについても研究、研修の時間については業務に支障のない範囲で担保されておりますので、今後におきましても有効に活用されて教育活動が積極的に行われていくものと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今の3点についてきちっと仕分けをされて、これはこう、これはこうというふうに今、明確にお答えになったので、異論はありますけれども、今後またその点については論議をしていきたいと思います。3点について明確な答弁があったということ、まず押さえておきたいと思います。

そこで、1点だけちょっと確認させていただきたいのですが、引き継ぎ問題で年度内にやってはならないと、そういう事実はないと、そういう指導やそういうことがあったという事実はないというお答えでしたが、確認させていただきたいのですが、引き継ぎというのは小学校から中学校、あるいは中学校から高校へと、いろいろなものがあり、あるいは特別支援学級のお子さんについての引き継ぎなんかもあるわけですね。そういうことの全てについて年度内にやってはならないということはないと、年度内にやってもいいということで承知をしてよろしいでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 今、議員おっしゃられましたように、年度内にさまざま引き継ぎ事項がたくさんあると思いますので、それについては認めているということで御理解願います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 4点目の質問に移らさせていただきます。

昨年9月の定例議会において、教育委員会議の議事録の公開についてお聞きしたところ、情報公開は必要と考えますので実施に向け検討していきますとの答弁がありました。

議事録の公開について改めてお聞きしたいと思います。町議会や農業委員会総会の議事録公開に続き、教育委員会議の議事録公開をすべきと思いますが、どう考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えします。

昨年9月に前教育長がお答えしましたとおり、現在、新年度から議事録の公開を予定しています。今後とも、自治基本条例における情報共有の原則等を尊重し、まずは町民の皆さんに知っていただく、そして一緒に考えていただくといったことを念頭に置いて積極的な情報の提供に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 前々から教育長は行政の情報公開については本当に力を入れて取り組んでこられた方と私は認識しております。期待をいたします。よろしくお願いします。

2点目の質問に入ります。

2点目の質問であります、T P P参加を断念させるための全町民的取り組みについてであります。

2月23日、日米首脳会談における共同声明が発表され、T P P問題では日本の参加の方向が打ち出されました。安倍首相は、聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったとして、参加の方針を鮮明にしていますが、最終的には関税を完全撤廃するというT P Pの本旨は何ら変わっておらず、その方向で交渉が進むことが明らかであります。

しかも、安倍首相は総選挙で掲げた6項目のうち、聖域なき以外の5項目については無視したままであります。公約違反の何者でもありません。

質問の1点目ですが、日本がT P Pに参加した場合の影響について、これまでも試算が公表されてきました。道は、全道的に主要農畜産物7品目の総生産額が2.1兆円減少し、21.1%あった道内食料自給率が6.4%に下落すると発表、また根室振興局は根室管内で2,570億円の減少、2.1万人が失業するとの試算を出しています。

別海町の関連産業を含めた生産や失業、人口流動など、どのような影響が出るか具体的な数字を含めて、どのように認識されているかを改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 中村議員の御質問にお答えをする前に、この3月11日、未曾有の東日本大震災から2年が経過をいたしましたところであります。改めて、お亡くなりになりました多くの方々に心から哀悼の意を表するとともに、今なお津波や原発の災害によりまして避難をされている多くの皆さん31万5,000人と言われておりますが、心からお見舞いを申し上げる次第であります。一日も早い復興がなされ、普通の生活に戻ることを祈っている次第であります。

また、私どもはこの多くの尊い犠牲の上に得た教訓、これをしっかり生かしていく、さらにはこの大災害を風化させることのないことを改めて決意をするところであります。

お答えを申し上げます。

まず、別海町の関連産業含めた具体的な影響額についてでございますが、商工、水産、林業につきましては、実は試算したものがないために、別海町内の酪農畜産農家がT P P発効により受ける影響についてを申し上げさせていただきます。

バターや脱脂粉乳、チーズなどの乳製品の品質面については、外国製品に比べて国内の優位性、これはほとんど存在しないということでありまして、大きな影響が出ます。また、町内の加工向け生乳はほぼ原料が輸入に置きかわる、そして生乳生産農家がこれに伴いまして壊滅をいたす状況になり、酪農家が供給する肉畜及び個体販売も同様に壊滅的な打撃を受ける。そういうことが考えられます。

このことから、平成24年度実績では、生乳販売額418億1,000万円、肉畜及び個体販売額80億8,000万円、この全てがゼロとなります。

また、酪農畜産業の壊滅に伴いまして、農業従事者である約2,900人の雇用が失われ、T P Pの原則である全ての関税が撤廃となった場合には、町内にある乳業会社を含む関連産業にも広く波及するために、その影響は計り知れない大問題であると、そのように

認識をいたしております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長の行政執行方針の中でもT P Pに関しては明確な態度を表明されておりまして、非常に心強い限りであります。

今出た数字を改めて見てみると、本当に別海町にとっては大問題、本当に死ぬか生きるかという問題であるということを改めてわかったわけではありますが、2点目の質問として、それを受けて質問させていただきたいと思います。

日米共同声明後、直ちに全国農協中央会の萬歳会長、北農中央会の飛田会長が声明、コメントを発表し、強く参加反対、参加阻止を表明しました。これまで、別海町は全町挙げてT P P参加反対を強く訴えてきました。今こそ、この声をさらに大きくして全国に響かせなければ、とどろかせなければならないと思います。

例えば、町が率先して全町民集会の開催を目指すなど、具体的な行動を直ちに起こすことを提案いたします。町長の決意を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えを申し上げます。

まず、別海町は酪農畜産業及び水産業を基幹産業といたして、これまで安全・安心な食料の供給、安定供給を果たしてきております。

我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画及び食料・農業・農村基本計画、これが目指す食料自給率目標を達成するためにも、担い手が将来にわたって意欲と希望に満ち、安心してなりわいに取り組める施策の実現と地域の実情と特性を踏まえた施策の確立が不可欠でございます。

国益をどうやって守っていくのか、W T O農業交渉においても多様な農業の共存を訴えてきたことをここに否定することがあってはならないと思っております。

このことから、関係団体と歩調を合わせT P P参加阻止に向けた行動を行う考えであります。具体的には本定例会の終了後、根室管内町村会が主体となりまして中央要請を行うことといたしております。

また、お尋ねの全町民集会につきましては、管内自治体の首長とそれぞれ協議を行う中で、管内が一体となって行動をするべきだという考え方を確認いたしましたところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今後、積極的に動いていくということを今、確認をしたわけですが、管内一体の行動ということで、それはそれで大変、その線で進めていただければと思うのですが、スピード感、今はやりの言葉で言うスピード感を持ってということが今、肝要かなと思います。もう本当に、1日1日の情勢が変わっていくところにありますので、本当に素早い行動、素早い決断、そういうものが必要になってくるかなというふうに思います。

昨日、十勝集会が4,300人で行われたということが報道されていますけれども、私、この集会で注目したのが、この集会を率先してリードしていった人たちがどういう人たちかということなのですが、十勝の町村会がこれをリードしています。つまり、市長さんであるとか、主に町長、村長さんが、町長が多いのだと思いますが、非常にリードしていったと、ここが重要なところかなと思うのです。

今までJ Aさんであるとか、そういう産業団体が率先していくということはありません。

したけれども、こういうふうに町長さんがリードしていくということで4,300人の集会が開かれたということは非常に重要なことだというふうに思うのです。

ぜひ、そういう点でも町長がそのリーダー役になっていくということでの決意を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

中村議員おっしゃるとおり、特に北海道については農業が基幹産業ということで、農業団体がまず先頭に立って今日まで阻止行動運動を起こしてきたと、そういう実態にございました。

しかしながら、この問題TPPについては、まさに農業だけでなく全国民の生活に影響を及ぼす、また国の思うような今までの形、国のあり方、いろいろな形に影響を及ぼす問題でありますので、今回、そういう形で農業団体だけではなくて管内町村議長・首長含めてが先頭に立ってまた阻止行動を起こす、そういう新たな動きが出てきた、そういうことだと思っておりますし、まさにその問題の阻止に向けて全国民にアピールをし、そして全国民がうねりとなって国を動かす、これが一番必要なことであります。そのためにも効果的に行う必要があります。

したがって今回、私どもまず町村会が主体となって、そういう阻止に向けての要請活動を行う、そして行動するということ述べてきたところであります。

今後、状況を注視しながらも、まさにスピード感を持って対応することが必要であります。そして、先ほどのように十勝、網走等含めてそういう今の阻止運動の状況、それも参考にしながら、また全道、全国のレベルでの阻止行動への参加や共同等々、あらゆる方策を検討しながら積極的にこの問題については対応していくということであります。

まさに2年前、これが提案されたときに目の危機ということで表現をいたしました。まさに危機が現実になる可能性も出てきたということでございますので、危機感を持って対応していきたいと、このように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 私も微力ながら全力で頑張っていきたいと思っております。

3点目に行きます。

3点目の質問であります。町民の健康診査受診率を向上させる取り組みについてということであります。

1点目、別海町の国保特定健診受診率は平成23年度39.3%、後期高齢者健診受診率は同8.3%となっておりますが、これは全道的に見て何番目なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） それでは、私のほうから回答いたします。

受診率の状況ですが、国保の特定健診につきましては平成23年度法定報告で全道179市町村のうち44番目という順位でございます。

また、後期高齢者の健診につきましては、全道広域連合加入の176の市町村と1広域連合合わせまして177自治体中、80番目という順位になっております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） わかりました。

2番目ですが、受診率の推移を見てみますと、ともに平成21年度をピークに徐々に減

る傾向にあります。各担当部署はさまざまな努力をしてきたことと思いますが、これまでとってきた対策と努力したにもかかわらず減少傾向にあることの原因について、町当局の考えをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） お答えいたします。

これまで受診率の維持、向上に向け健診をより受けやすいようにするために、各種がん検診、肝炎検査、エキノコックス検査と同時に受診できる体制をとってまいりました。また、仕事の都合等で平日に受診できない方のために日曜日の健診、また別海・尾岱沼会場においては夜間の健診を実施するなど、受診しやすい環境を整えてまいりました。

さらに、集団検診のほかに町内診療機関と町外の個人病院2カ所と契約をしまして通年で受診できるよう機会の拡大にも努めております。

また、後期高齢者の受診につきましては老人クラブや寿大学等への健診パンフレット、あるいはリーフレットの配付、広報誌での周知、また新規被保険者への健診のチラシ及び受診券を同封するなど、制度の周知、啓発に努めているところでございます。

次に、受診率が減少傾向にある要因ですが、特定健診を受けた後、治療に結びついて定期的に通院している方がおられますが、その後、健診を受けなくなったという実態もあることから、このことが受診率の向上につながらない大きな理由の一つとして考えられております。

このほか、未受診の方の理由としましては、体調が悪くない、心配なときはいつでも病院にかかる、また健診のときに時間がとれなかったといった理由が多いと思われます。

さらに、後期高齢者の健診についてですが、国保などの現役世代の加入者と異なり、75歳以上の被保険者の多くは何らかの病気を抱えている方が多く、通院していることなどから健診を受けないということが多いのではないかと、第一の要因でないかというふうに考えられております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ささまざまな調査もされているし、原因等についてもある程度つかまれているので、次に来るのは受診率を高めるために今後どのような方策をとっていかうとしているかということにあります。その点についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

受診率を高めるために今後どのような方策をとということでございますが、現在、特定健診対象者のうち、還暦に達する方の個人負担額を無料とする助成をしております。これは、60歳定年退職後、社会保険等から国保へ移行する時期でもありますので、また還暦に達したのを機会に毎年、健診を受けていただくというものでございますが、還暦の方の初回受診者は他の年齢に比べて多いものの、対象者の半数が未受診という状況でございます。

平成25年度からは、助成対象年齢を60歳から61歳まで期間を1年間拡大をいたしまして、受診を促してまいりたいと、そのように考えております。

また、誰がどんな理由で未受診なのかを把握をいたしまして、各地区担当の保健師によります未受診世帯の訪問実施をするなど、支援できることを検討しながら健診、受診率の特定保健指導の実施率の向上を目指していきたいと、そのように考えております。

加えて広報での周知、チラシの折り込み、未受診者へのはがきにより個別通知や電話連

絡などによる受診を進めている状況でございますが、後期高齢者健診を含めあらゆる機会を活用いたしまして、今後とも引き続き未受診者への受診の勧奨をしまいたいと、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 新しい政策として年齢を1歳拡大をして受診を促していくということもお伺いしました。町の努力を評価したいと思います。

私も個人的な働きかけになるかもしれませんが、公助のために努力していきたいと思います。ぜひ、先進地、特に上富良野町はものすごい取り組みというか、73%という高い受診率を誇っております。あるいは後期高齢者に関しては実践事例もこの広域連合のほうでまとめています。

そういう先進地の経験をもう既にそれはもう形成されているかもしれませんが、もしやってないとしたらそういうことも含めてやっていただいて、ともに頑張っていきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村忠士議員の一般質問を終了いたします。

ここで、10分間、休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、5番西原浩議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○5番（西原 浩君） それでは質問に入ります前に、本日、東日本大震災から丸2年がたちました。被害に遭われました方に心から御冥福とお見舞いを申し上げ、そして被災地の早くの復興を御祈念申し上げまして、質問に入らせていただきます。

それでは、1点目といたしましてT P P交渉の参加に対する対応についてというタイトルで質問させていただきます。

安倍首相は、環太平洋連携協定（T P P交渉）に参加する意向を表明しました。聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったと強調していますが、T P Pの共同声明では全ての物品が交渉の対象であり、重要品目を関税撤廃から除外することを確認したわけではなく、聖域の解釈は曖昧なままです。

町長は、行政執行方針の中でT P Pの参加には断固反対の立場であり、今後も政府の対応を引き続き注視していきますと述べています。私は、平成23年12月定例議会の一般質問で当町独自のT P P対策本部の設置を提案しました。そのときの答弁は、「国から得られる情報が極めて乏しい状況で、現在、町も最大限情報収集している状況である、関係団体、経済団体などと協議をし、その協議が整えば対策本部を設置する」というものでありました。

それから2年たちまして、今、情報収集を強化し、町民と情報を共有するためにも対策本部の設置が必要と考えますが、町長の見解をお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 西原議員の質問にお答えをいたします。

対策本部の設置が必要であるということでございますが、まずこの2月28日、安倍首

相が衆議院予算委員会におきまして環太平洋連携協定に参加した場合、国内経済に与える影響について官房長官のもとで政府として統一的な試算を交渉への参加表明に先立って公表し、国民に理解を求めていくという方針が報道されました。

しかしながら現段階におきましては、農林水産業への影響、試算の情報はなく、十分な国民的議論を行える状況にはないところであります。ＴＰＰ交渉参加問題は農業に限らず、国民一人一人の暮らしにかかわる問題でありますし、地域社会の将来に極めて深刻な重大な問題でもあります。

このことから、道庁、近隣市町、関係団体と歩調を合わせて情報収集に努めてまいり所存であります。

また、対策本部の設置ということにつきましては、現在のところ当町独自で設置することについては考えておりませんが、今後、状況に応じてそのことについては検討をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○５番（西原 浩君） 今後といいましても、すぐどうなってしまうかという非常に差し迫った状況で、ちょっと残念な答弁かなと思うのですけれども、北海道が独自に平成２３年１１月に対策本部を設置していると、そこで情報の収集、それから影響の調査、分析、今後の対応等を管轄してまいりました。

安倍総理がＴＰＰ交渉参加の方針を表明してから反対の要請書を持って上京したのは、全国の知事の中で高橋はるみ知事だけだそうです。そういう素早い対応ができたのは、やはり組織をきちんと立ち上げて準備をしていると、この交渉がどうなるのかということをしきりと準備していた成果だと考えるのですけれども、そういうことを考えますとやはり当町でもそういう組織づくり、情報収集してどういう対応をするかということをしきりと、先ほど中村議員の質問にもありましたけれどもスピード感を持ってやるということは、やはり準備が大切だと思うのですけれども、そういう考え方について町長どう思いますか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

いろいろな情報がまだ現在のところはっきりした内容、先ほどの質問にありましたように全くその辺が明らかではないということがございます。

この３月５日の衆議院本会議ですか、安倍首相がこのＴＰＰに参加した場合の産業全体や農業への影響、これを公表しているということをおっしゃっていましたが、そのことについて政府の試算については関税撤廃の例外品目が決まっていない段階で正確な数字を示すことは難しく、関係者に過剰な懸念を生じさせるおそれがあるとして交渉参加を表明する際には公表を見送ることを検討していると、そのようなことも報道されております。

そういう状況でもありますし、そういう意味においてはまず我々はこのＴＰＰ交渉参加、これは絶対阻止ということで強力なこの地域の意志というものを表明していく、そういう中で道はまさに特に一次産業主体の基幹産業でございますので、特にそういう面においては知事を筆頭に１０団体ですね、即それに対応したということでもあります。

そのことも十分、我々もそういうことでスピード感を持って今後の事態をしっかり注視をしながら対応していく、そういうことだと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○５番（西原 浩君） ちょっとそのスピード感を持って注視するというのがよくわからないのですけれども、組織はまだつukらないという答弁でしたので、これ以上、押し問答

してもしようがないと思うのですけれども、次に先ほど、きのう十勝で4,300人の集会があったということも中村議員もおっしゃいましたけれども、そのＴＰＰ問題を考える十勝管内関係団体連絡会議というものが3月1日に立ち上がりましたけれども、そこも農業、経済、消費者団体の8団体、そしてその代表が本別町長、町村会の会長の本別町長が会長になっているということで、そこもやはり組織をつくって強いリーダーシップを持ってやっているという動きができるのかなと思うのですけれども、それで議会が終わった後、根室管内で中央要請に行くということを町長おっしゃっていましたけれども、その内容についてどのような、根室管内は今具体的に、そのオール別海町でやるのだということを盛んに町長もおっしゃられていますので、この中央上京要請運動はどのような形を具体的に考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず、根室管内町村会で要請活動を今、計画をいたしております。それぞれ4町がどういう要請内容にするか今、詰めているところであります。

いずれにいたしましても、いわゆる酪農、畜産、そして漁業含めてこのＴＰＰ交渉に参加した場合においては、まさに地域の経済を崩壊させ、そしてそのことにより地域が崩壊に向かうという危険性、これは極めて可能性が大きい話ということで我々認識しておりますので、そのことをまず国、それから国会議員の皆さんに十分、地域の事情等を知ってもらい、その上でこの交渉参加をぜひ断念させる、そういう強い要請活動になるものと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 気持ちなり、要請の中身はわかっているのですけれども、具体的にはどのようなメンバーで、例えば町長が行く、それからあとどこかの会長が行くだとかで、どのような形でいくか、具体的な内容についてお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 市町村会を中心とした要請のメンバーといいますか、そういうことはどういうことかということだと思いますが、いずれにいたしましても今、まず町村会でございますので、当然、首長は当然その要請に参加をすることになろうかと思えます。

またそれぞれの例えば当然、議会の皆さんにも協力をお願いをするということになろうかと思えますし、またこれから今、農業団体、いろいろな経済団体、さまざまなところと協議をして農協等もいろいろ独自の要請活動、それから運動行動もしておりますので、その辺もオール管内ということになるのか、それとも先ほど言いましたように首長、そして議会の皆さんということになるのか、その辺も含めて今、検討している段階でありますので、明確なところについては現在、お答えはできない状況であります。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） ちょっとその辺がやはり物足りないと思うのです。

先ほど対策本部は設置する状況ではないと言っていたのですけれども、そういう組織がないからなかなかこういう、では要請活動をどうするのだといったときに、具体的な行動が、話がなかなか煮詰まっていけないと、今から検討しますということになると、もう日に日に情勢は変わっていくと、あしたＪＡグループは4,000人規模で全国集会やる予定ですが、もう本当に予断を許さない状況であるということでもありますので、先ほど言いましたように本当にスピード感を持ってお願いしたいなと思っております。

私、個人的にもＴＰＰ参加には断固反対しております。それをやはり阻止するには、

世論に行動で訴えていくか、それから国会議員に要請するしかないと考えております。昨年の12月に衆議院議員選挙がありまして、まだ2カ月、3カ月しかたっていないという中で、本当に公約違反でないかなというぐらい憤っておりますので、国会議員の先生方には体を張って阻止していただきたいと考えております。

それで、最後にそういうことで町長の決意のほどを、いま一度、もう1回よろしく願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） もちろんTPP交渉参加には断固反対であります。

したがって、それに対する阻止に向けての行動活動、これはあらゆるものを想定しているところでもございます。

ただいま対策本部含めて設置をしないというお話でということをして私が申し上げたということではなくて、現在のところの状況の中では設置については考えていないけれども、状況によっては十分これは必要がある場合もあり得るわけですので、そのことについても我々全く否定をしておりません。

今後、状況に応じてそういうことも当然、考えて検討していくべきものであると思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 最後にちょっと前向きな答弁をいただきましたので、素早い対応のほうをお願いいたしまして、次の質問に移らさせていただきます。

2点目といたしまして、中国との経済交流事業についてというタイトルで質問させていただきます。

町長は、平成22年11月に中国の瀋陽市と通遼市を訪問いたしました。私は平成22年12月の定例議会の一般質問で行政視察の成果と今後の展望を質問いたしました。そこでの答弁は、「農産物、水産物も今後は付加価値をつけて輸出に力を入れていくべきと考えている。観光産業も地域経済を担っていく発展の可能性を秘めた産業であると考えている。今回の訪問を契機として観光、産業、人材、文化などの発展に寄与することができる交流が可能であるとの感触を得ることができました。」と答弁してございます。

また、昨年9月と12月に中国との経済交流事業を計画しましたが、諸般の事情により中止となりました。ただいま日中関係は尖閣問題で政治的に緊張状態であります。また、PM2.5により大気汚染が深刻で、環境問題も心配されますので、以下の点についてお聞きいたします。

1点目といたしまして、先ほどの行政執行方針の中には、経済交流事業についての記述がありませんでしたが、今後、この事業をどのような位置づけとして進めていく予定なのかをお伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

行政執行方針の中には経済交流事業についての記述がないが、今後この事業をどのように進めていく予定なのかということでございますが、中国との経済交流事業につきましては、当初、9月30日に計画をしておりましたが、尖閣諸島にかかわる件が発生いたしまして延期をしたところでございます。中国国内での状況が安定した時期に再度、計画をするということといたしていたところであります。

このような中、中国国内の状況も安定しているとの情報を受けまして、12月16日か

らとして再度、計画を立てたところでございます。その後、衆議院が解散し、投票日が12月16日となったために、視察調査事業の実施については無理と判断をしたところであります。

その後、年度内の実施、これを模索をいたしてきましたが、関係者の日程が整わないということもありまして、やむなく断念をしたところであります。平成25年度については尖閣諸島問題での政治的緊張状態の推移及び大気汚染の問題等々、注視をしながら時期を決定し、当初からの目的であります地場産品の販路、観光の振興、人材の交流、文化の交流などを模索するための視察調査事業を行うことといたしております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今年度も実施するということで、当初予算にも計上されているので25年実施するんだなと思って見ていたのですけれども、この事業に関しては行政執行方針の中でも触れていない、それから6次計画の中でも当初予定していないという事業で、私自身はその海外展開を否定するという考えではありません。

ただ、その実施するに当たって別海町の酪農の将来性だとか、地域ビジョンを輸出戦略等考えてから方向性ですとか、方針だとか、事業計画を実施すべきではないのかなというふうに思っているのです。

それで、そういうふうに思うのですけれども、今、その計画しているということに対して町長はどのような将来的に農産物なり水産物をどういうふうに海外に展開していくという考えなのか、その辺をちょっとお聞きいたしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まずお答えを申し上げますが、まず議員も御承知のとおり、まさにこの日本の農業、とりわけ酪農、畜産などにつきましては、グローバル化でありますとか、また自由化、常にそれで揺れているところでもございました。

また、それぞれ世界、また日本におきましても、まさにグローバル化、自由化、自由貿易の流れ、これはまさに世界の潮流となっていることについては、これは否定できないところであります。

したがいまして、この日本の農業、それから漁業、また本町の基幹産業であります、これも例外ではないと考えております。さらに、本町の基幹産業はこれからも成長産業として発展をしていくためにもやはり、海外に目を向けていくことが極めて必要である、それから観光もそうですし、そういう問題について必要があるだろうということで判断をしながら進めてきたところであります。

特に、中国を初めとする経済成長が著しい地域、まさにアジアのことだと思っておりますので、それらを含めてこの経済交流をさらに今、以前から漁業では当然、行われているところでありますが、農業についてもそういう方向を目指す、そして酪農、畜産も成長産業としてこれからも発展していく、そういう状況を少しでもつくる、そういうことが大事だという考えのもとで始めてまいりました。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） それでは、予算委員会で聞くべきかどうかだったと思うのですけれども、25年度の258万円、ことし予定している中国の経済交流事業の中身についてちょっと今の段階で聞きたいのですけれども、どのような事業の予定でしょうか、25年の予定は。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 25年の258万円の件でございますけれども、先ほど町長が言いましたように時期等についてはこれから仲介業者といいますか、そちらのほう、または中国の相手側のほうの都合、そういったものを聞きながらこれからスケジュールを決めていくわけですが、今、計上しております258万円については、とりあえず昨年、24年に計画した内容で予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） それでは、昨年と同じような形で行うということで、それで2点目に入りますけれども、この友好都市ということで、昨年の計画でもやはり友好都市を結ぶのも一つの計画、目的の一つだということなのですが、今、中国というのはその政治体制ですとか、宗教ですとか、法規制だとか、商慣行とか、なかなか日本とは違うということですが、その文化が違うところと友好都市を結んでどのような展開を考えているのか、その友好都市を結ぶことに対するメリットというか、どういう利点があると思ってこういう事業を考えているのか、その点についての考えを聞かせてください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず、日本と中国におきましては、まさに政治体制やいろいろな考え方など違っていることは我々も十分認識をいたしているところであります。

平成22年第4回の定例会のときも、一般質問でもお答えをいたしましたように、経済交流事業を実施するに当たっては、実際に現地を訪れて、そして見て、聞いて、肌で感じないとわからない、そういうところが極めて多いわけありますので、視察兼調査ということで、今、計画をいたしているところであります。

また、友好都市に向けた締結につきましては、中国の都市における政治体制、宗教、法規制、商慣行については十分な調査を実施をしながら進めていきたいと思っておりますが、実際に相手方と面談をして、その中でお互いに信頼性が持てるかどうか、この辺が極めて大事なところだということだと思っております。

したがって、これらを考慮しながら慎重に進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 慎重に進めるということですので、慎重に進めてほしいのですが、先ほど冒頭言いましたように今、PM2.5によって大気汚染というのがすごく心配されていますので、九州では3月から6月にかけて汚染物質が多く流れてくるのだとか、そういうような報道もありますし、報道されていない部分でも水質汚染に関しても食品は洗剤で洗わないと食べられない状況であるとか、それから中国の河川の3分の1が汚染されているとか、主要湖沼75%、海岸25%が汚染されているという研究レポートもありますけれども、このように非常に環境的な状況がシビアな状況になっているということで、本当にこれを友好都市を結ぶのが町民が望んでいるのかと、この時期に。だから、それをどういうふうに町長は考えているのか。

去年、うちの副組合長が同行するという話だったのですが中止になってしまったというのが何か本音みたいな話ですので、この本当に今、この時期に中国との交流事業が今やるべき事業だと町長はお考えなのか、その辺についての町長の考え方をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

まず尖閣含めていろいろな日中間や今、いわゆる問題があるということは重々承知をしております、いわゆる日本の国民感情等々、いろいろと複雑なものがあるかと思っておりますが、いずれにいたしましても今の大気汚染の問題、またいろいろな水の問題等、いわゆる環境ですね、それを含めて、そういう時だからこそこのすばらしい日本の、まさに道東のすばらしい環境に恵まれた、そして豊かな水が存在する、こういう町をまたアピールできるのかなと思っていますし、まさに安全、安心な食料をお届けすることについても興味を持っていただけるのかなと、そんなことも当然、我々は考えていくべきではないかなと思っています。

いわゆる、本町の魅力、これを理解してもらえれば、そういう交流も発展できるのではないかなと、そんなことを思いながら、そしてまさに中国はいずれにいたしましても経済的、またいろいろな面で隣の国であり、大きなマーケットでありますので、好き嫌いにかかわらず我々と日本との関係はこれからも大事な国の一つであるということには変わりはないわけでありますので、そのこともしっかり見据えながら我々はこの問題についても対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 好き嫌いという言葉がありましたけれども、私、5年ほど中国の研修生を受け入れておりました。今はフィリピンの研修生に切りかえておまして、地域的にもちょっと中国人の研修生は酪農現場にはちょっと向かないのではないかなというような感触を受けております。それはその実感として、好き嫌いということは別といたしまして、それはやはりひとりっ子政策であったり、中国の体制、そういうものでそうなのかなというふうに思います。それはちょっと個人的な感想なので置いておきますけれども、3点目に移ります。

前回の答弁で農産物、水産物の輸出に力を入れていくと答弁しておりましたけれども、確かに町長先ほど熱心に中国は経済的に大きいのだと、確かにアメリカに次いで経済大国となりました2010年に日本が抜かれて第2番目の経済大国となりました。年の成長率も7%から8%経済成長していくということで、中国自体も内需消費の国を目指すという、それが中国の方針だそうですが、中国全体としてはそうなのですが、確かに大きくて地域差が大きい国なので、ある地域で成功したからといってすぐ、ほかの地域でその成功モデルが通用するというような簡単な国ではないと。

そこで、その制度・法規制の調査や市場、統計分析などを慎重に行い進めていくべきだと思いますけれども、あれから一番最初に言ってから2年たって、どのような今、調査、分析をしているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

まず、あれからどのような調査をしてるのかということでございますけれども、現地の情報をなるべく入手をしながら、調査については常に行っているところであります。また、当然、中国には日本の法人が現地に進出しているところも北海道関係にはあります。

そういう皆さん等の情報もいただきながら、現在、いろいろな情報、アドバイスをいただきながら交流事業を進めていく、そういうことで慎重にやっているところであります。

で、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 具体的にどういう検討をしているのかというのが聞きたいのですが、全国農協乳牛協会というところがありまして、そこが香港を対象にしてチルドの乳製品の輸出ということを今、研究していると、そこではLL牛乳ですとか、香港に向けて輸出するにはどのような課題があるかということ調査しているのですけれども、そこでの調査結果では、今、日本で行っている見本市だとか、展示会だとか、そういうものから始めるべきではないかと、そしてそういうノウハウを蓄積してから海外に進出するべきではないかと、いろいろな輸送の問題、それから容器の問題もありますし、海外に持っていくという気持ちはわかるのですけれども、では具体的にどうするのだということをはり詰めていかないと成功しないと思うので、やはり先例でやっている事例というのはたくさんあると思うので、そういうものを調査してほしいと思うのですけれども、そういう何か例えば乳製品だったらこういうものが可能ではないかとか、どういう具体的にこういうものを持っていきたいとかというのは町長考えているのでしょうか。

その輸出する農産物だとか、水産物を輸出するというお話がありましたけれども、具体的にはどういうものを持っていきたいというイメージなりをどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げたいと思いますが、まずイメージ的にはやはり別海の酪農乳製品、水産物ということになろうかと思います。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 具体的にどのような、例えば生乳なり、それからバター、チーズとかは日持ちがしないから、LL牛乳ですと134度以上で殺菌しないとたないのですね、だからそういうことをするのか、もしそういうことをするのだったら、乳業興社も設備も変えていかないと、そういうものに対応できないと思うのですけれども、そういう考えがあるのか、そういう考え方はどういうふうになっているのかということを知りたいのですけれども。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） ですから基本的に現地のそういう流通、大規模な流通をしている会社のトップの皆さん含めて、そういう皆さんと意見交換をしながらどういうものを求めているのかまず我々はそういう向こうの意向を聞くということも大事であるし、こっちもアピールするというのが大事。そういうためのいわゆる視察調査であると思っております。

したがって、もし牛乳を当然、我々としては中国にもこの別海の牛乳をぜひ買っていたきたい、売り込みたい、そういう気持ちは非常に大きくありますが、そうなりますと当然、LL牛乳、いわゆる日持ちの長い牛乳にしなければ当然できないわけであります。

したがって、そういうことも将来的には見据えながら、そしてそういうことがもし可能となる場合においては、そういうこともしっかりと検討して対応していくということに、今後そういう形で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 視察調査自体が悪いとか言っているのではなくて、その視察調査をするまでの準備をどういうふうに行っているのかということが聞きたいのです。

例えば今、農林水産省のホームページも海外展開をするに当たってどのようなリスクがあって、どのような準備が必要だということをまとめたレポートも載っております。

一つ紹介しますと、株式会社電通ですけれども、そこがまとめたレポートでは、今、安心・安全だけでは日本製品が売れないと、まず中国の内陸、大都市の消費者が期待を持って受容する日本の食品のタイプは何か、それから中国に行くにしても、中国の例えば海岸部から内陸部に移るだとか、その移っていく順番ですとか、それからもし24年の計画どおりですと、非常に北京からもっと奥のほうですから内陸における食のマーケティングのどのようなものが歩くのかというのを調査しなさいというような報告書が出ております。

これは、行く前の段階での準備というものが必要ですよということをレポートされているわけで、だから行くことが悪いとかということではなくて、行くまでの準備としてこの海外経済交流事業をするならばもうちょっと準備が必要ではないですかということを今、提案しているのですけれども、今言ったことをどういうふうに町長はお考えですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

行く前の準備というのは当然、ある程度は必要だと思います。しかしながら、やはり実際に現地のそういう関係者と会って実際に聞いて、意見交換をして、そして求めるべきものは何なのか、まだ1回しか我々行っていないので、そういう状況でありますので、なるべく早い時期にということで今、視察調査のほう検討いたしました、そういう形で今、延期せざるを得なくなったということでありますので、ぜひこれはすぐ答えが出て、実績が見える、そういうことには多少の時間が必要、多少がどういう時間か判断はあるところでありますが、しかしながらやはり時間がかかる話であります。そして、やはり最初はまずしっかりと現地を見定める、そういうことを実際に現地を訪れて、関係者とお話、意見交換をしながら、そのことを見定めていく、その上でそういういろいろな計画がまた出てくるのだらうと、そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） それではちょっと視点を変えてということで、4点目に移りますけれども、中国に行ってみないとわからないのだという、ぜひ行きたいのだということで、その熱意は、すごく町長の熱意は感じられますけれども、なぜ中国にこだわるのかということで思っているところがありまして、根室市はベトナムですね、ベトナムにサンマを輸出していると、それからそのほかにも富良野農協がLL牛乳を香港に輸出始めた、それから全道的にも台湾やタイやミャンマーなど東アジアの地域に海外展開をしている事業所もありますけれども、なぜ中国なのか、中国以外にもその経済交流を展開していくという考えがあるのか、その辺についての町長の考え方を伺います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

経済交流について中国だけということでは、そういうことではないと思っております。先ほども言いましたようにアジア含めて、いかなる国とも別海町の産業の発展、また成長につながる経済交流については推進をしていきたいと、そのように思っております。

平成24年度については、株式会社べつかい乳業興社、これが北海道アイスクリーム輸出促進協議会の会員4社と共同いたしまして「北のラブレター」という統一ブランドで海外、まずは台湾であります輸出をすべく取り進めてまいりましたが、相手方の諸事情に

よりまして中止になったところであります。

また、3月5日から4日間、千葉の幕張メッセで開かれた国内最大の食品見本市でありますフーデックス・ジャパンに釧路・根室の企業や自治体など24団体で構成をいたしております「KONSEN創造ネットワーク」、これの一員として町内から2社が出店をしております。

今後、ネットワークに参加する企業、団体、自治体でアイデアを出し合いながら、東南アジア等海外展開も見据えた活動に取り組むことといたしております。

しかしながら、今後ともさまざまな情報の入手、また関係団体とも十分に協議をしながら情報交換に努め、機会があれば中国以外の国に対しましても経済交流事業を展開していきたいと、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、町長の答弁がありました、「フーデックス・ジャパン2013」幕張メッセで行われた見本市、大地みらい信用組合の遠藤理事長が代表となっていて行っている事業ですけれども、事業というか参加したという新聞報道がありました。

そこで、5月には香港で開かれる食品見本市にも行く、それから非常にバイヤーからも評判がよくて、乳製品とかもっと展示してほしいという好評を得たという強い、すごくいい感触があったということがあったので、こういうアプローチのほうが無難ではないのかなと思うのです。その、いきなり中国に行って、中国の内陸に送るとなると、私の経験、先ほど言いました研修生を使ったときに中国に送金するだけで1カ月かかったことがあるのです。これが食品でやられたらたまったものではないということで、中国の北京銀行から内陸の銀行に送金するだけでもすごく日数がかかるのです。そういう非常に難しい国だということはお伝えしたいかなと思っております。

それでは3点目に入りたいと思います。

3点目といたしましてバイオマスタウン構想についてというタイトルで質問させていただきます。

当町は、平成18年にバイオマスタウン構想を策定いたしました。家畜から発生する家畜排泄物をバイオガスプラントでガスに変換し、地域の安定的なエネルギーとして活用するとともに、発生するふん尿消化液を有機肥料として地域に還元させることにより、循環型酪農と豊かな酪農村の形成、そして食品加工業などの起立並びに観光産業の振興を図っていくという内容でございます。

現在当町では、資源循環センターが稼働しています。全道的には家畜排泄物法の施行により、施設整備が進みましたが、イニシャルコストが高額でランニングコストに費用がかかり、普及が広がらない状況にあります。

昨年、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行されました。この制度により、今後バイオガス発電が普及していくものと考えられますが、変電所の状況などの諸課題もあると思います。

行政執行方針では、新エネルギーについての取り組みを推進するとありますが、町長の所見を伺います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） それでは、西原議員の御質問にお答えいたします。

本町では、平成15年2月に策定いたしました地域新エネルギービジョン、その中で化石燃料に頼らない再生可能エネルギーは、地球環境に負荷が少ないエネルギーとして太陽

光、水力発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電等、多岐にわたり存在していることを確認しているところでございます。

本町では、平成12年度より家畜ふん尿が大量に発生する地域の産業構造により、家畜ふん尿を活用しましたバイオマス発電施設が運用されております。また、日照時間が長い地域性のかんがみまして平成21年度からは一般家庭を対象といたしまして太陽光発電にかかる助成を地球温暖化対策として取り組んでまいりました。

さらに、平成24年7月1日に、昨年7月ですが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法というものが施行されまして、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されたことによりまして、イニシャルコストやランニングコスト、そういったものが大きく下がることとなりました。

現在、民間企業、そういったものが町内及び周辺自治体でバイオマス発電施設の建設について検討しているというお話を聞いておりますけれども、本町といたしましては今後とも地域の特性を生かせる有効なエネルギーとしてバイオマス発電や太陽光発電の取り組みをさらに推進していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、有田部長が答弁していただいたように、バイオマス構想も有田部長が担当になってまとめてあったというふうに書いてありましたけれども、2月8日に根室バイオマスフォーラムを開催いたしまして、私も参加させていただきました。非常にいい取り組みでバイオガスの状況について勉強する機会があつて、大変、評価できる事業ではないかなと思っているのですけれども、今、部長の答弁の中に新しくバイオガス発電の計画があるということなのではございますけれども、このことに関して固定価格買取制度で売電単価が飛躍的に上がったということで伸びると思うのですけれども、一つ懸念していることが発電所としての機能が重視されると、ふん尿処理機能としての施設としての役割というものが計画の中に薄まると困るなというふうに思っているのですけれども、その点についての考え方としてふん尿処理施設という位置づけでぜひ計画を立てていただきたいなと、というのは私も受益農家の一人としてアンケートももらっていますけれども、集約するというのは発電事業所にとってはやはり集約することがメリットあると思うのです。

ただ、利用する農家にとってはやはり搬入距離ですとか、消化液を利用するときに限られた時期に散布しなければならないという状況が出てくると思うのですけれども、その点についてふん尿処理施設を十分に考えた施設にしてほしいと思うのですけれども、その辺の取り組みについてどのような事業にする予定なのか、その概要についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

現在、町内においてお話がある件、町のほうにお話がある件の概要についてお話いたしますけれども、昨年10月、民間企業の方から別海町において日本最大のバイオガスプラントを建設したいというお話がありました。それについては今、10月以降、ずっと協議を進めてきている中で先週6日に住民説明会を行いました。

住民説明会のときにアンケートをお配りしまして、これを回収まだされていないのですが、それを回収してまとめた中でどのような形でバイオガスプラントを今後、運営していけるかというものをこれから計画を立てるわけではございますけれども、住民説明会の中でも受益

者、酪農家にはお話ししました。あくまで今回は、地域の環境としてこのバイオガス発電施設を捉えてほしいと、確かに固定買い取り制度とか、そういったものがありますけれども、これはあくまで企業者といいますか、そちらのほうの話なので農家の方については説明会の中では今まで6カ月の容量が足りないというお話の中で、このバイオガス施設を利用して、活用して環境に寄与するとか、それがメインですよということで農家の方にはお話ししました。これの回答がまだ出てきてはいないのですけれども、まとめた中でまた再度、集めて説明はしたいかなというふうに思います。

ですから先ほど西原議員おっしゃられました距離の関係ですとか、消化液、あとは散布の時期、それぞれ農家によってまちまちです。ですから、その辺の意向も全部アンケートの中で書いていただいて、それをどういうふうに組み立てるか、これから年度明けましたら早々に構築していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） バイオガスに関しては非常にいい技術とか、いい事業だと思うのです。

ただ、今まではやはり費用がかかるということで普及していなかったという現実があると思うのですけれども、いろいろ調べさせてもらったら、その事業所によって消化液の肥料成分もかなりばらつきがあるということで、そこをやはり管理する技術者の技術レベルによっても、かなり消化液の肥料効果の成分に差があるということも書いてありました。

ですので、民間がやるので、そっちの発電事業のほうは民間のほうが中心になって進んでいくと思うのですけれども、その消化液利用に対して消化液を利用する受益者、例えばその利用する、返還される畜産農家が運営に関与できるような仕組みというのが必要なのではないかなと。でないと、もし会社が採算合わないからやめますとかというふうになると、それを利用する農家が一番困るので、そういう利用者が関与できるような仕組みというものも検討していただきたいなと思います。

非常にその市街地の悪臭効果ですとか、肥料費の削減効果ですとか、うまく運用すると効果が高いということも想定されるというか、期待できると思いますので、検討していただきたいなと思います。こういうことが検討できるかどうか、ちょっと部長に答弁お願いしたいなと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられましたように消化液、これに当たる技術、利用者によってレベルの差があるというお話でしたが、この企業といいますか、今、計画しているこの企業でございますけれども帯広の畜産大学においてバイオガスプラントを建設した会社、それと足寄では農家2件ほどをバイオガスプラントを建設した会社になっています。

ですから、この辺のバイオガスプラントの中身といいますか、運営についてはそれなりの実績があるということで心配はないかなというふうに思います。

あと、利用する農家が関与できるというお話ですから、あくまで企業としてはふん尿を搬入といいますか、利用させてもらわなければ企業としては運営できないわけですから、その辺はちゃんと利用者の声が聞こえるように、伝わるようなことは伝えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、計画中の事業ですので、今、アンケートもしているということですので、ぜひ利用農家が使い勝手のいい事業になるようにお願いしますというか、期待して、質問を終了したいと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、西原浩議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

なお、現在出席している議員は16名でございます。

それでは、次に1番木嶋議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○1番（木嶋悦寛君） まず初めに、東日本大震災で被災された方、そしていまだに福島原発事故で避難をされている方、放射能恐怖で毎日おびえて生活をされていらっしゃる方、皆様に衷心より哀悼の意を表するとともに、お見舞いを申し上げます。

まずきょうは、通告に従いまして質問させていただきますが、大きく一つだけ、学校教育の充実について質問させていただきます。

教育長は、教育行政執行方針の中で特別支援教育の充実について触れられております。別海町は以前から特別支援教育にも積極的に取り組まれています。障がいのある子供たちの放課後の過ごし方、文化、スポーツ活動への参加、夏休みや冬休みなど長期休みの支援のあり方など、本人らしく生きていくために学校や地域が果たす役割は大きなものがあります。将来自立できるような施策を推進するとしていますが、どのような支援を考えているのかお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 木嶋議員の質問にお答えします。

障がいのある子供たちに将来充実できるような施策を推進するとしているが、どのような支援を考えているのかというお尋ねでございますけれども、特別支援教育におきましては、障がいのある幼児、児童、生徒の自立それから社会参加に向けた主体的な取り組みを支援していくのが重要と考えています。

幼児、児童、生徒、一人一人の教育ニーズを的確に把握し、その持てる力を高めるとともに、生活や学習上の困難を改善、または克服するために適切な指導及び必要な支援を行うといった取り組みが必要と考えています。

そのためには、一人一人の障がいの種類、程度に配慮しながら個別の支援計画を作成している学校での取り組みはもちろんでありますが、地域の皆さんにも御協力いただきながら、その取り組みが幼小中高へと適切に引き継がれて継続したサポートができるように今後につきましても配慮してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ちょっと概念的な話になるのですが、教育長は将来に向けて自立を支援していくというお話なのですが、その自立というものをどのように捉えているのか、そこをお伺いしたいです。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 一般的にと言ったら変ですけども、障がいのある子供たちが将来、自分できちっと生活ができる、そのためのことができることがまず大事だと思うので、そのためにやはり周りが支えてあげなければいけないこともあると思いますけれども、基本的には周りが支えながらも、きちんと自分の人格を保ちながら生活していけるものを目指していくものというふうに考えています。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 多分、人は生まれてから死ぬまでいろいろな人の支えを受けながら生きていくと思うのです。特に、障がいのある人たちというのは、そうしたサポートの仕方が健常の人たちとまた違う形が生まれてくると思うのですが、学校教育の中でそうしたその自立を支援していくための具体的な取り組み、今、例えば最初に申し上げましたけれども、いわゆる学校の勉強の部分だけではなくて、例えば放課後の過ごし方ですとか、いろいろな文化ですとか、スポーツへの参加ですとか、そういうことに対して具体的に取組んでいることがあるのかどうかお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

まず、別海町の幼小中高で特別支援教育連絡協議会を設置しております。こういった中で、課題のある生徒の実態把握とか、そして担当の連携と研修などを行っております。

また、学校では学習の形態としまして特別支援学級の担任が付き添って通常の学級の授業を受ける、あるいは特別支援の児童が単独で通常学級の授業を受ける、また他校の特別支援の学級との交流など、このほかに宿泊学習、あるいは体験、バス旅行など、そういったような取り組みを行っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 多分、これは福祉の分野にも非常に関連してくることではあると思うのですが、この学校の長期休み、放課後の問題もあるのですけれども、放課後の過ごし方ということで根室ですとか、中標津では現在、放課後デイというのを民間で立ち上げて、デイサービスを始めたりとかしているのですけれども、そうした完全こっちは福祉のほうにもシフトしてきてしまうのですが、そうした学校現場と、そういう福祉との連携とか、働きかけとか、そういうものについて現状ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。長期休みですとか、そういう放課後の取り組みですとか、そういうことについてお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

今現在、今の段階ではそういったような取り組みを現状は行っておりません。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 通常の子供たちですとかには、例えば学童クラブですとか児童館を利用した放課後の過ごし方というのがありますが、障がいのある子供については多分、単独でそういうところを利用したりとかというのが難しいことだと思うのです。

そうした現在あるものを使って、そうした充実を図っていくようなことは視野に入っていないのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 他町、あるいはほかの市の部分では、いろいろな団体さんがい

て、いろいろな支援の形ができているというのはあると思います。

先ほど部長が答えましたように、なかなかまだ別海町はそこまで到達していないのかなというふうに思っています。ただ、それをそのまま置くということではなくて、そういった環境整備をしていくことも将来、自立をさせていくことにも当然つながっていくことだと思いますので、いろいろな機会、あるいはいろいろな支援を受けながら、あるいはいろいろなセクションとの連携を図りながら、その部分についても真剣に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、別海町ではない部分ですので、ぜひそのあたりを進めていけるように取り組んでいただけたらというふうに思います。

二つ目の質問です。

ノーマライゼーション、障がいがあってもなくても対等に生きていける社会を実現させるために、健常な子供たちの障がいがあるがままに、当たり前を受けとめる心を育てることが大切であります。これまでも取り組まれてきていると思いますが、今後、学校教育としてどのような取り組みを考えているかお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 答えいたします。

障がい者と健常者、区別が特別に区分されることなく学校、そして社会生活の中でともにすることが正常なことであるというふうに考えております。それが本来の望ましい姿というふうに認識しております。

障がいの有無にとらわれず全ての児童生徒、地域の通学の学校教育の場に包み込んで必要な教育を行っていくがこれから大事なことはないかなと考えております。

しかし、障がいの内容やその程度ですとか、状態に対して配慮に欠けるようなことがあれば、教育の意義や教育の効果を失うことにつながることもあります。注意すべきところは十分に注意しながら、あるいは配慮しながら個別のニーズに可能な限り応えまして、今後におきましてもノーマライゼーションを基本として推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ノーマライゼーション、非常に難しいことではあると思うのです。

ただ、最初に申し上げたように、障がいをきちんと障がいのあるなしというのはやはり、状態としてはかなりはっきりとしたことではあると思うのです。ですから、そうした人たちが一緒にあるなしにかかわらずということを実現するために、これはここが重要だと思うのですけれども、要するにそういうのをきちんと受けとめる、その人の個性として受けとめる力というのが多分、個々に必要になってくると思うのです。

あとはそれに対応して教師ですとか、特別支援の担当の教師だけではなくて、学校全体がそうした受けとめる力を持っていなければ、当然、子供にもやはり伝わっていかないと思うのです。ですから、そうした取り組みというのが何らかのアクションがなされているかどうかというのをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 答えいたします。

学校現場でカウンセラーを置いてそれぞれ課題のある子供たちに聞いているのです。学

校として取り組んで、全体として情報共有しながら取り組んでおります。

そういった中で、その担当教諭ばかりではなくて、ほかの先生方も一緒になって指導、支援していくというような形になっております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 先生になる過程でカリキュラムの中に多分、その障がいの子供たちとか、障がいのこと等を取り組み期間というのが多分あるはずなのですが、学校現場の中で実際にそうした直接、やはり考えていくという時間があるのかどうかということですね。だから、情報共有はしている、一緒に考えていくということはわかるのですが、実際にやっていることとしてそうした取り組みがなされているのかどうかということをお聞きしたいのです。

○議長（渡邊政吉君） 教育部次長。

○教育部次長（藤原繁光君） お答えいたします。

今、部長のほうからお話あったように、特別支援コーディネーターを各学校、特別支援を置いている学校についてはコーディネーターを置きまして、各職員間で情報共有をしながら、一応それに個々に合った、ニーズに合った支援シート、学習シートを作成して進めているということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） その支援シートというのは全職員間で共有されているものなのでしょうか。そうですね。

教師、普段、通常のクラスには特別支援の子供たちは移動で授業で来る以外は多分いないと思うのですが、そうした中で授業の中でそういう障がいのある子供たちとのかかわり方とか、そういうことについて何か特別に授業として取り組んでいることとかというのはあるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） もう1回、木嶋議員、ちょっとわかりやすく。

○1番（木嶋悦寛君） 授業として、先生が共有しているものを子供たちも共有、直接ではないですが共有できるような環境があるのかということをお伺いしたいのですが。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

先ほどもお話し申し上げましたが、特別支援教育の中で学習の形態として特別支援の学級の担任が付き添って通常学級のほかの子供たちと一緒に授業を受ける、あるいは特別支援の子供単独で通常の学級の授業と一緒に受けるというような、そういうようなことを行っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） そういう取り組みをされているということでわかりました。

次の質問に移ります。

不登校がふえているということですが、学校での対応はもちろんのこと、家庭を含めて対応が重要であります。

先ほど、中村議員の質問の中にもあったと思います。普段から子供たちの話を受けとめる環境づくりと丁寧な対応は言うまでもありません。臨床心理士の活用というふうにあります。具体的にどのような活用を考えているのか、そして実際、学校カウンセラーがいて、その方も機能している現状もありますので、その辺も含めてお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 何らかの心的、情緒的、あるいは社会的要因、背景によって登校しない、あるいはしたくてもできない状況に至る児童生徒が最近ふえてきています。

本町において確認している不登校児童生徒につきましては今7名おります。長期の欠席者が潜在していて、不登校へと移行している状況があることから、学校、教育委員会、そして関係機関の連携を強化して早期な対応をしていきたいというふうに考えています。

また、不登校対策としてふれあいルームの設置をし、指導員、それからスクールカウンセラーを配置しまして、学校に行けない心的な要因を時間をかけて取り除きながら学校復帰に向けた支援を行っているところであります。

さらには、福祉部に配置されております臨床心理士を活用しまして、幼児期の発達障がい状況を把握した対応を進めていくことも必要であり、そういったことも進めてまいりたいというふうに考えております。

また、小1プロブレムといった状況、それから中1ギャップと言われること、それから高1のクライシスと言われるように、発達ステージのつながりの部分において非常に課題とされることが多くなっている、それがうまくつながっていないところが正直あるのです。そういった課題のことが多くなっている現状を踏まえて、本年度、別海中央中学校が拠点校となって中1ギャップに関する調査研究を実施しております。その調査の結果を受け、これから調査の結果を受けるのですけれども、全校の取り組みに拡大をしていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ということは、臨床心理士の方の活用についてですが、養育環境だとか、その辺の状況を確認するための臨床心理士として活用するということで、直接学校の子供たちと触れ合うとかということはないのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部次長。

○教育部次長（藤原繁光君） お答えいたします。

福祉課において配置されております臨床心理士については、学校現場に各保護者等の要望があれば入っていく場合はございますけれども、教育委員会で配置しております道からの派遣が週1回程度ですね、上西春別中学校、そして別海中央中学校を拠点として週1回程度訪問していると。随時、何か問題、あるいは学校等の要請があれば、そのスクールカウンセラーが学校を訪問する、そういうような状況にあります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 子供たちにとってみると、多分、カウンセラーいつでも相談できる人が近くにいるということは、大事なことはないかなというふうに感じます。

今、学校によってはカウンセラーを常駐させているというところも出てきていると思うのです。別海町では、もちろん人件費もかかることですし、財政的に厳しい状況、教育現場のほうでも大変だと思いますが、そうしたことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 現在、臨床心理士につきましては、先ほど言いましたように福祉部のほうに1名、保健センターに配属されています。

ことし25年度、先ほどの質問にあったようにスクールカウンセラーの位置づけで職員

も配置する、それからそういった部分の人の配置をしながら連携をとりながら進めていかなければならないなというふうに思っています。

今、臨床心理士が1名しか実はおりません。その中で、教育の分野についてもいろいろなお手伝いをいただきながら、それと福祉部なら福祉部の当然、業務があると思うのですけれども、そういった連携をとりながら少しずつ広めていくような活動も必要なのかなというふうに考えています。

極端に今、その対応しようとした子供たちが極端にふえているということがないので、その状況を早く数がふえないように抑制していくことも当然、必要でしょうし、そういったことを見きわめながら今後、進めていきたいなというふうに考えています。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 資格を持っている方たちはもちろん大事ですけども、そうした以外にも学校の先生、学校全体としてやはりきちっと子供を受けとめていくということが大切だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番目の質問に移ります。

食の安全・安心、地産地消の観点から地元産の産品を子供たちに食べてもらうことはすばらしい取り組みだと思います。

関連して、本町2漁協が共同事業として町の協働の町づくり補助金を受けながら独自に実施されてきた魚のさばき方出前事業もすばらしい取り組みであると考えます。しかし、既に3年継続して実施したことにより、実施要綱の規定では補助金を受けることができずに実施が困難な状況にあります。食育の一環としても地場産業の学習としても継続して行ってほしい事業の一つだと考えますが、町教育委員会としてこのような取り組みの支援や事業実施についての考えをお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えします。

食育の出前講座として、野付、別海漁協青年部が4年ほど前からサケ漁の仕組みと魚のさばき方についての講習を町内の小学校で実施していただきました。また、別海町女性農業士会、酪農の1日と、それから牛乳豆腐のつくり方を別海、野付小学校で全く海側のほうですね、それぞれ町づくりの補助金を受けながら実施していただいたという経緯があります。

平成25年度につきましては、両団体とも国などの補助金を受けて実施するというような予定と伺っております。

このような事業は食育、それから食の安全・安心、地産地消の観点からも大切な活動であると認識しておりますので、今後も団体等の意向を踏まえながら教育委員会としましては積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 野付の青年部の方と直接お話する機会があったのですが、町としてもぜひ取り組んでほしいなと、そういう補助金、ほかからお金を受けながらもできるのだけど、やはり町としてもしっかりかかわってほしいなという意向がありますので、ぜひそのあたりをこれからも積極的に取り組んで行ってほしいなというふうに考えます。

新教育長には前総合政策課長のときに協働のまちづくりの提言をつくるのに町民会議を担当されてきたということで、協働のまちづくりについては、この町の中でも最も理解されている方の一人として、今回は教育長として教育行政にかかわるということで非常に期

待もしておりますし、ぜひその実績を生かして教育行政尽力していただきたいというふうに思っております。

そうした期待を込めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 以上をもちまして、木嶋議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1点目です、学校における食品アレルギーのある子供たちへの対応についてです。

さまざまなものにアレルギーを持つ人がふえ、悩みを抱えながら生活しています。昨年12月には給食を食べた後、アナフィラキシーショックを起こし、小学校5年生が死亡したとの報道がありました。

別海町では、平成19年度に別海町生涯教育研究所が町内の子供たちを対象にアンケートを実施しています。その中で、食品アレルギーを全国児童生徒と比較すると、全国の有病率は2.6%であるのに対して、別海町では約10%を示しており、食品に限らず何らかのアレルギーを持っている児童生徒は約4割あり、数値的にも非常に高い割合とされますので、今後、詳しく検証する必要があると考察していますとあります。

食品アレルギーに関しては給食をつくる現場で、また症状が出たときの対応についてさまざまな工夫や検討がなされていると思いますので、以下の点についてお聞きします。

一つ目として、食品アレルギー対応希望のための保護者への問い合わせはどのようになされていますか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 瀧川議員の御質問にお答えいたします。

本町では、学校給食での食物アレルギー対応は平成17年度から試験的に実施し、今日まで大事に至っておりませんが、東京都調布市の小学校で昨年12月に5年生の児童がチーズ入りの給食を食べてアナフィラキシーショックで亡くなるという、とても残念な事故がありました。本町においてもあり得るとの認識で万全な対応をしていかなければならないものと再認識いたしているところであります。

食物アレルギー対応にかかる保護者への問い合わせであります。毎年、2月中旬に入学前の新1年生を含め、幼稚園児及び児童生徒全員を対象に学校を通してアレルギー除去食及び代替食希望調査を実施しております。

また、アレルギーの変更等が生じた場合は、遅滞なく報告をいただき、早々に対応をするよう努めております。

平成24年度の除去食や代替食の該当者は小中学校、幼稚園児1,585名のうち31名となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） それでは、一応、牛乳とか小麦とかそばとか、アレルギーに強く反応示す食品というのがあるのですけれども、学校給食の中で初めからこれはだけは出しませんよというような食品があるかどうかということについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

特にそばによるアレルギー疾患については、症状が重篤であり生命にかかわることが多

いということで提供はいたしておりません。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） では三つ目です。アレルギー食について、教師との連携ということについてはどのようにされているかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

教師との連携につきましては、職員会議等で養護教諭が現状の説明と資料を配付し、担任の先生が不在のときでも即応できるように対象児童生徒及び対応方法など、全ての教職員が情報共有できる体制と情報収集に当たっております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） このところでは、そうしましたら家族も含め、家族のこの調査、入学前とかいろいろな1年に一度調査されるということなのですけれども、その調査含めた中で職員会議でされるということになると思うのですけれども、この職員会議で養護教諭が入って、その対応とかについてお話するというのは年にどれぐらいとか、1週間に1回とか、その回数的なことはどんなふうになっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

説明資料につきましては、献立表を毎月、保護者のほうに配付しております。そういった中で確認していただくように学校を通して保護者に連絡しております。

そういった中で月に1回、そういった協議、連絡体制をとっているものとされております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） わかりました。

それでは、除去食ですね。給食の献立表を毎月1回配付されてくるのですけれども、給食の献立表を見ますと卵などは本当には取らないようにとか、除去されているとか、そばみたいは全くないというわけではないのですけれども、できるだけみんなが食べれるようにというような給食になっていると思うのですけれども、そのほか除去食、子供たちの除去食のことについても希望をとることだったのですけれども、そしてその子供たちが31名いるということなのですが、その除去食に対してどのように対応されているのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

除去食を提供するに当たりましては、調理過程で除去を忘れないように調理員、栄養管理士が相互にチェックするなど、細心の注意を行っております。

また、該当児童に間違いなく提供できるよう学校ごと、学年ごと、個人ごとに明記し、食缶に入れ、誤配のないように注意をいたしております。

なお、アレルギーによっては対応できない場合もあることや、専用調理室がなく、全て同じライン上で作業をすること、そして食料調達等に限界があることなど、保護者の理解を得て実施している状況であります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 頑張って除去食つくっていただいていると思うのですけれども、

ここまでしていてもお弁当持参というような子供たちがいるのかどうかということについて、少しお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部次長。

○教育部次長（藤原繁光君） 弁当持参の件でございますが、人数は確かではございませんけれども該当者はいるということでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 人数がはっきりしないということは、そうしましたら自分が食べられる物が出ているときには給食を食べて、そうでないときにはお弁当を持ってくるというような、さまざまな家と給食センターとの連携みたいなところについては把握はされているのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部次長。

○教育部次長（藤原繁光君） 毎月、給食の献立表をつくりますので、その時点で各保護者等に送付しまして、内容確認をいただいております。

そういう中で、そういうアレルギーに対する問題等がございましたら学校側に相談、連絡、あるいは給食センターのほうに直に連絡が来る場合もございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 五つ目の質問に入ります。

牛乳の飲めない子供たちというのがいると思うのですが、この牛乳を飲めない子供に対して代替の飲み物、食べ物、カロリーとか栄養源に対して代替のものが出されているかどうかということについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

牛乳の飲めない子供たちには代替食は提供しておりません。保護者にお茶などを用意していただいております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この牛乳というのは、牛乳の中の栄養分とかカロリーとかいろいろと調べてみたのですが、完全栄養食と言えないまでも、大切な一日の中のカロリーとか、栄養分を持っているということで、そのお茶とか水で代替できるものではないということは本当に大切な中身だと思っています。

既にこの牛乳を飲めない子供たちに対して、それにかわるものとして豆乳とか、それから熱を加えたりするということとか、発酵させることで食べれるようになる子供たちもいるということでヨーグルトとか、それからチーズとかというようなことで代替しているという学校もあるのですが、それだけの栄養分があるものを週5日出しているにもかかわらずお水とお茶で代替して、それをずっと継続して今後もいくことでいいのかどうかということ、大切な問題だと思うのですがどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

牛乳を飲めない子は2人となっております。少ないということで代替食を提供していないということであります。

今後については今のところ、そういった代替食についての検討はしておりません。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） その牛乳を飲めない子供が2人ということはちょっと納得がいかない数字なのです。

それで、たとえ2人であったとしても、本当に中の栄養素を調べてみると本当に牛乳って大切な役割をしていると思うのです。ですので、その牛乳を飲めない子供がたとえ2人であったにしても、その代替食を出すということはすごい大切なことだと思います。

別海町の人たち、毎日おいしい牛乳を飲んで大きくなる方もいらっしゃるのではないかなと思うのですが、ぜひとも1週間に1回、この本当に大切なタンパク質だったらば、ただタンパク質というだけではなくて、この中には栄養学的に必須アミノ酸といってすごい大切なものが入っている、食べる物からでないと取れない、自分の体の中ではつくれないものが口の中から入ってくるということで、2人ということはないと思うのですね、私としては。ですので、このことについて本当に真剣に検討していただきたいと思うのですけれども。

子供たちに牛乳を、牛乳がだめならヨーグルトを飲ますとか、豆乳とか、それからチーズとか、子供たちがあの子だけこんなおいしそうな物を食べてとか、自分は牛乳嫌だから自分も牛乳飲めないと言って違う物を出してもらいたいとか、そういうふうなことにはならないように、多分いろいろな試食品、これを食べれないとか飲めないという子供たちに対して医学的に本当にこの子はそれを食べたり飲んだりすればアレルギーを起こすから、それはだめなんだよということがきちんとわかるような状況であれば、代替食を出して子供たちの成長をとめるということがないようにすることが大事だし、そして子供たちはその代替食を食べている子供を理解するということが、子供たち同士が思いやる心をつくるということもありますので、ぜひこの代替食については検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、2人というのは信用おけないという、その確認ですか。人数。いいですか。

○9番（瀧川榮子君） はい、今それはいいです。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 私も牛乳で育ちましたので、非常に健康であるのは幸せだなと思っています。

やはり牛乳を飲めない子供たちもいますし、いろいろな食物アレルギーを持っている子供たちもたくさんいると、そういった子供たちが三十数名いるのだという話を先ほど部長のほうからしたと思うのですけれども、給食センターのほうとしてはできるだけ学校も含めて、子供たちが同じ席で同じ物を食べさせて、楽しく給食を味わわせてあげるのが本心だと思いますので、それになるべく応えるような形で今取り組んでいると思います。そのための除去食であったり、代替食であったり。

たまたま、先ほどの牛乳の部分については人数が少なかったからということで、家庭のほうにお願いをしてかわりの飲み物を持ってきたいただいているということですので、その主なものはたまたまお茶であった、それに伴って子供の成長は当然、家庭でも考えていると思いますし、それに必要であればお茶に限らず別な物を持ってくるということも当然考えられますし、別な食事に対応していることも考えられるのかと思います。

教育委員会としましても、なるべくそういった部分で差がないように進めていきたいなというふうには思いますけれども、例えばいろいろなケースの部分だとか、人数の部分だ

とかありますので、その辺の部分の運用も含めて今、進めている状況なのかなというふうに思います。

基本的なものは先ほど言いましたようにみんなで楽しく給食を食べたりできる、それから瀧川議員が言ったように、やはりアレルギーを持つ子供たちの部分についても、その周りの子供たちが健常の子供たちがその理解を示すということも当然、必要だと思いますので、そういった教育も含めながらのこれからの取り組みになってくるのかなというふうに考えます。

いろいろな課題があると思いますけれども、そういったものも含めて学校側、あるいは給食センターと協議しながら今後もそういったものも含めて取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひ、ほかのそういう飲み物とか、ヨーグルトとか出しているところなども参考にさせていただいて、前向きに進めていただきたいと思います。

次、六つ目です。25年度の行政執行方針では、第6次総合計画で給食センターなど老朽化した町内基幹施設の整備なども予定される中で、浮き彫りとなる課題を整理し、積極的に取り組むとしています。アレルギーを持つ子供が多い現状を考慮し、問題点や改善点があればお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

学校給食センターは昭和44年に設置して44年が経過し、老朽化が著しいことから、平成30年を改築のめどに考えております。

改築に当たっては、アレルギー対応としてアレルゲンが混入しないよう一般の給食ラインとは別ラインによるアレルギー調理室の設置も検討するべきと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 別ラインにするということになりますと、人員とか、いろいろなことが必要になると思うのですけれども、その辺のところも十分考慮されて別ラインにする、していくということでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

対応食の範囲とか、あるいは実施方法とか、そういったような利用、運用も考えながら医師、栄養士、養護教諭などの関係の方と協力して協議していきたいというふうに思っています。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） わかりました。

七つ目です。アナフィラキシーショックを起こす危険性が高く、緊急時に直ちに医療機関での治療を受けられない状況下にある人に対して、事前に医師が処方する自己注射がありますが、必要としている生徒はいますか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

小麦食物依存性運動誘発アナフィラキシーショックの児童が1名おります。小麦を食べて二、三時間以内に運動すると誘発されて呼吸が苦しくなり、全身にじんましんが出てしまうということで、本人が注射器を保持しております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） わかりました。

ショック症状が出た場合、自己注射できない状況になることは十分に考えられますけれども、学校では児童生徒の保護者からアナフィラキシーショック対応の自己注射薬を預かるケースが多くなっている状況にあるとされています。

そうした児童生徒が在籍することになった場合、学校の対応、危機管理のあり方について考え方をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

1名の児童への対応ですけれども、保護者の了解のもと毎朝、登校時に担任が児童持参の注射器を確認し、在校中は預かり、不測の事態に対応するようにしております。

また、各学校には日本学校保健会が発行する食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアルを配付しまして、適正な対応と注意喚起を行っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 先生が預かるということなのですけれども、本当にショック症状が出た場合というのは、血圧の低下とかいろいろあつたりしますので、自分で注射することができないというようなこともあると思います。

それと担任の先生がもしかすればいないときもあるかもしれません。そのときに、その生徒のいる学校の教員というのは全員がその子供に対して緊急時に対応できるようにしておく必要があると思うのですけれども、そのような対応策はなされているかどうかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

その自己注射器ですか、注射器のことにつきましては先ほども説明した中で、学校対応マニュアルの中でもその使い方、そして使った場合の対応というようなことがこのマニュアルの中に記載しております。

児童がもしそういった緊急のときに使うようになった場合については、そういったマニュアルでの対応に沿った形でやっていかないとならないというふうに思っております。

そして、ほかの先生方についても、例えばアレルギー、このエピペンというのですか、注射器ばかりのアレルギーばかりではなくて、ほかのアレルギーについてもそれぞれ学級ごと、学校ごとにそういった子供たち、アレルギーのこういった病気のこういったアレルギーのアレルギーの子供たちが学級の中におりますよということで、それぞれ学級ごとに子供たちの情報をきちっと共有しておりますので、ほかの先生方についても同じような対応ができるものと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ということは済みません、先生方も注射をするその手順というのとか、それをすることができる状況にあるということですね。皆さん、どの先生も緊急時にはその子供に注射を打てることができるというか、その手順を知っているということになっているのですね、そのマニュアルによって。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） マニュアルには、そういうような打ち方の手順も示されておりますので、そういった中で対応できるものと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひ、そのところは緊急時に全職員がきちんと打てるようになっていくかどうかというのを再度、確認していただいて、危機管理に当たっていただきたいと思います。

九つ目に移ります。平成19年度のアンケート調査を受けて、今後、詳しく検証する必要があると考察しています。別海町では食物アレルギーのある生徒は全国平均の約4倍となっています。減少することにより、予防の道が少しでも見えることが考えられます。研究者の協力を仰ぐことになるとも思われますが、現在の状況をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

学校全ての児童生徒にとって安全で安心して学べる場とするためには、学校におけるアレルギー疾患に対する取り組みをさらに推進する必要があります。学校、保護者、医師、それぞれの立場で情報を収集し、その両方を医学的観点、学校の現状を含めて検討したいと考えております。

なお、東京都の事故後の国の再発防止対策として日本学校保健会において専門家による検討委員会を設置しまして、調査研究を実施することになっております。その調査結果を踏まえ、検討したいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） その調査結果というのは、この別海町がアンケート調査したのは19年で、このアンケート調査を受けての資料が出たのが平成20年度だと思うのですが、今やっている調査結果というのはいつごろ出てきて、それを町として生かせるのはどのぐらいの時期になるのかわかりますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたが、日本学校保健会において調査をすると、新年度予算で調査を実施するというふうに聞いております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ということは、新年度ですのでもまだわからないということですね。ぜひ、その結果が出ましたら別海町の状況についてとか、原因物質とか少しでも除去できる方法はないのかとか、もしあるとすれば防ぐ方法とか、ほかのところでアレルギーがなくても別海に来てアレルギーになるということも十分ありますので、ぜひそういうのを実感したのは私が大阪にいるときには何もアレルギーなかったのですが、こちらに来てからアレルギーが出ました。

それで、こんな環境のいいところに来てアレルギーになるのだというのを実感したのです。食物アレルギーではないのですけれども、どうもやはり牧草が多いところなので牧草アレルギーということで、その時期はお薬が必要ということになるのですけれども、ぜひいろいろな意味で情報を出していただければと思います。

では次の質問に移ります。

就学援助事業の適用拡大の状況についてです。平成22年度から就学援助の補助対象にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されました。昨年6月議会では、今後、適用拡大に向け検討と答弁されました。その後の検討内容についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えします。昨年6月の議会においてクラブ活動費、生徒会費、それからPTA会費の就学援助費の適用拡大を道内、管内の情勢を踏まえ検討するという回答をいたしておりました。

しかし、現在、道教委において公費と私費の取り扱いについて保護者負担の軽減を図る観点からPTA事業等の見直しの検討を予定しているところでございますので、この取り組みの結果をPTA会費等の減額に反映するということとしておりますので、それら今後の動向を精査した中で、その動向を見きわめながら、それについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） それでは、結果が出ればPTA会費とかクラブ活動費とか、生徒会費とか、そのことについて別海町では資料として24年の4月1日現在、この就学援助のことについてPTA会費、クラブ活動会費、生徒会費については検討中という答えだったのですけれども、広報には就学援助のことについては以前と同じような状況で書類を出してくださいというのが広報に出ていると認識しているのですが、改めてこれは検討していく方向性であるということですね。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 昨年の議会から検討するというふうに答えておまして、管内では根室市が24年度から実施しております。全道的にも3分の1以上の自治体が適用を受けているということでございますので、そういった道教委のほうの公費、私費の取り扱いの部分がありましたけれども、その辺の状況の結果を待つて教育委員会のほうでもその部分については進めてまいりたいというふうに考えておりますので御理解をよろしく願います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） これはちょっと古いのですけれども、23年度の資料です。23年度の資料で別海町では準要保護児童生徒数というのがありまして、公立の小中学校に通っている学校の生徒が1,511人で、その対象者となる準要保護の児童生徒数が82名というふうになっています。

これは根室管内の中でも最低の数字です。例として言いますと、中標津は2,312人で、その準要保護というのが394人います。標津では532人中56人、羅臼では522人中62人というふうになっています。本当に多数なのですけれども、別海町のこの少ない数字というのは申請したことにより認められた者が少なかったのか、それとも申請していないのでわからない状況にあるのかというのがわからないのですけれども、ぜひ申請をしてくださいというのを広報だけではなくて、学校の窓口とか、入学のときとか、保護者に説明するとか、そういうような方法で広くこの就学援助の事業というのですか、それを知らせていただくようにお願いしたいと思います。

それと、検討されているということなのですが、文部科学省のほうの資料ですと、ぜひというか、学校教育法では経済的理由により就学困難と認められる学年児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないということで、就学援助制度の概要を出していて、このことについて国も補助しますということなのです。

でも、この準要保護者に対しての事業は平成17年、税源移譲を行った上で国の補助を廃止しているということで、一歩踏み出せない自治体も多くあるのかなと思うのですけれども、この準要保護世帯というのはやはり苦しい生活をしているということがありますの

で、ぜひ早く検討結果を出していただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間、休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、3番森本一夫議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○3番（森本一夫君） 本日、3月11日は2年前、東日本大震災が発生した日であります。被害に遭われました皆様には哀悼の意を表し、心よりお見舞い申し上げます。被災地の復興はいまだに進んでいない状況です。早く復興できますよう、心より願っております。

通告に従い質問させていただきます。

行政執行方針についてであります。平成25年度予算は経済状況が厳しい中に加え、国の予算編成のおくれもあり、大変御苦労されて編成されたものと評価するところであります。

町長が示された平成25年度行政執行方針の中から、以下についてお尋ねします。

まず1点目です。主な施策の農業振興についてです。昨年、家畜ふん尿の不適切な管理によって発生したふん尿の流出事故は、酪農郷別海にとって汚点と言っても過言ではありません。その後、適切な処置がとられ大事には至らなかったものの、大変憂慮される事態であると言えます。

今般、安倍首相がTPP交渉参加に前向きとの報道が流れる状況下であり、経営安定化のために飼育頭数増で経営基盤を拡大し、対応しようとするのは酪農家の対策と考えます。

しかしながら、多額の費用を要する施設設置などへの投資が後回しになり、ふん尿処理施設の整備が間に合わずに再度、同じことが起きないとも限りません。二度とこのようなことがあってはなりません。町長はこの事故を教訓に今後どのような具体策を進めていくかお伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 森本議員の質問にお答えいたします。

家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律は御存じのとおり、平成16年度から施行されておりますが、近年、管理不備や施設の老朽化等によりまして家畜ふん尿の河川流出事故が散見しております。

これらの状況を受けて、本町では平成21年度から家畜排泄物等流出事故対応指針というものを策定しまして、事故等の非常時における連絡対応体制の整備を行っております。平成22年度からは老朽化で破損等の事故が懸念されるスラリーストアの緊急保全対策事業を実施してまいりました。

しかし、昨年3月、家畜ふん尿貯留施設の管理不足からサケマスふ化場に家畜ふん尿が流れ込む事故を受け、町では別海町家畜排泄物管理適正化指導チームを設置いたしました。チームの活動には啓蒙、指導はもとより、家畜排泄物の管理状況に関する全戸調査、

土壌凍結期、積雪期の巡回パトロールによる監視強化を実施しているところでございます。今後において、啓蒙及び指導だけでは事故の危機意識や管理不足を抑制するには限界を認識しているところでもあります。

このようなことから、今後は本町の基幹産業である農業と漁業が共存、共栄していくための具体策としまして、平成25年度中をめどにしまして、具体的な水環境に配慮した対策というものを立てることとしております。

本町では、平成22年度から大学研究機関連携事業によりまして、酪農学園大学と農業振興施策等について連携を深めております。先月19日には水環境と畜産環境を考える研修会、意見交換会というものを酪農学園大学の全面的な協力のもと開催いたしました。

この研修会、意見交換会は具体的な対策を立てるための第一歩として、畜産環境における現状の認識、それと今後の方向性を定めることにしております。次年度以降も研修会、意見交換会の開催を含めまして体制整備を行っていくこととしておりますが、将来的には河川環境について条例化することも視野に入れる必要があるのではないかというふうに考えております。

今後は各種施策を計画的に実施していくことで、地域の水環境等に与える影響を提言し、本町の基幹産業である農業と漁業の共存、共栄に向けた環境行政を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 私も水環境の研修会に出席させていただきました。そして、大学の先生にもいろいろなことをちょっと後でお聞きしたりして、かなり勉強になりました。

ぜひ、そういう機会を今後も回数開けばいいというものではないでしょうけれども、今後の町の調整の中で被害の出ないような形に参考にしてやっていただければと願うものであります。

第2点です、次に商工業の振興についてですが、経済界は円高、株高でデフレを脱却すると報じております。

しかしながら、当町においては従前のままで兆しも見えません。町内には廃業し、空き店舗となった建物や解体し空き地となったところが何カ所もあり、町民として寂しいものを感じます。

平成21年3月に中小企業振興条例が制定され、本年1月に検討会議が設置されました。まだ始まったばかりですが、会議の設置だけでは活性化につながりません。そのために官民が力を合わせて進めていくことが必要と考えます。

行政として、今後どのようにかかわっていくのか、またどのような施策を考えているのかお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 森本議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、町内には廃業などによりまして空き地、空き店舗となった建物、また解体して空き地になっているところがございます。そして、それがふえている状況にもございます。

12月定例会での行政報告でも、その深刻な状況について申し上げたところでもございます。本年1月には、別海町中小企業振興検討会議、これを設置をいたしまして、これまでに4回の会議を開催しております。これは、指針策定のために活発な議論を重ねてさま

ざまな分野からの方からいろいろな御意見をいただいているところでございますが、市街地の問題につきましては第6次総合計画の中でも市街地整備の推進がうたわれております。速やかにこれに着手をして、市街地計画を作成すべく検討していきたいと思っております。

あわせて、商工会でも組織をつくり、そこで検討するということもお聞きをいたしておりますので、その組織とも連携をしていきたいと考えております。

また、本町の発展や活性化には商工業は欠かせないものであります。別海町中小企業振興条例の第5条には「中小企業者等の努力として、中小企業者は経済的、社会環境の変化に応じて自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない」とも明記をされております。自主的な行動が必要だとも考えております。

今後の具体的な施策につきましては、策定をされる指針、これに基づきまして行っていきたいと、そのように考えておりますが、中小企業の経営基盤の強化対策や地域内再投資力強化及び集客、交流対策、さらには産業人、担い手の育成対策、産業連携体制の促進などを軸といたしまして、商工業にとって有効的で実効性のある施策及び商工業者が活発に活動できるように、それを促す施策を展開してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 中小企業という中で、個人企業は特に最近、そういう商売というか、販売のほうは大型店舗に客を引かれているというか、いろいろな面で大変だという言葉がよく聞かれます。

特に個人企業については何か対策とか、もし考えている具体策があればお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えになるかどうか定かではありませんが、いずれにいたしましても今後、そういう個人の商店街の皆さん含めていろいろなアイデアが今後、出てくると思いますし、検討会議の中でもということも含めていろいろな提案をされるものと思っております。

したがって、それらを十分、我々も検討して有効的で実際、商工業の活性化になるものについて積極的に対応してやっていく、そういうことでございます。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） ぜひ、中小企業と個人企業と言いながらも別海町を構成している商店でありますので、ぜひその辺、何とか対策をしていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

3点目です。

高齢者施策の充実についてお尋ねします。当町の福祉施策は福祉牛乳を初めバス券、タクシー券及び入浴券など、町として他に誇れるものと考えます。

そこで、福祉入浴券についてですが、いろいろなところで温泉に行きたいが車がない、バスの利便性が悪い、日曜日は運行していない等の声を聞きます。入浴券の利用率は22年度、発行件数に対して80%、23年度は78%、24年度は1月末ですが56%となっております。率的には、さほど悪いというよりも、かえっていいぐらいですが、ただ残りの20%の方々が行きたくても行けないという状況にあります。

それで、具体的なこれを何とか利用できるような方法を具体的に取り組みについて考え

をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 私のほうからお答えいたします。

福祉入浴券の制度につきましては、平成８年に福祉入浴券給付事業実施規則を制定しまして、高齢者の方々が気軽に第三セクターの郊楽苑を利用できるように助成したのが始まりでございます。

平成１４年には、福祉政策の一環として高齢者、障がいを持った多くの人たちが入浴施設を利用できるように対象施設を拡大しまして、助成枚数を１人１２枚としました。またその後、平成２０年には助成枚数を１人６枚と改めまして、現在に至っております。

本年度は２月末現在で高齢者２,３６９人、障がいを持つ方１３４人、合わせまして２,５０３人に入浴券を交付しております。交付に対する利用率は毎年度８０％前後と高い利用となっており、福祉バス券や福祉ハイヤー券に比べましても高いものとなっております。

御質問の多くの方が利用できるような取り組みについてですが、この事業につきましては福祉入浴券を利用することができる施設の事業者と毎年度協定により実施をしております。協定の際には送迎や巡回車両の運行などについて施設を利用したい人の声があることも含めまして、福祉入浴券の利用者の増加に向けた対応策として提案をしてみたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○３番（森本一夫君） 別海町地域生活バスでも郊楽苑に行くのが上風連線１本です。それで、例えば尾岱沼線は別にしても、西春別線だとかというのがちょっとルートを変えて、ちょっと距離は長くなりますけれども出ていくところは町立病院から、そしてバスターミナル、高等学校、そのバスターミナルから高等学校に行く間に例えばイーストタウンのほうにちょっと回っていただくとか、いろいろそんなにお金を使わなくても路線というか、通学の関係もあるのでしょうかけれども何とかできるのではないかと、そのあたりも考慮していただいて、何とか残り２０％の方が全部とは言いませんけれども、幾らかでも利用できる状況をつくっていただけるようお願いをして、質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、森本一夫議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りします。

議案調査及び委員会審査のため、３月１２日から３月１４日までの３日間、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、３月１２日から３月１４日までの３日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、１２日は各常任委員会、１３日、１４日は予算審査特別委員会がいずれも午前１０時から開催されますので、よろしくお願いをいたします。

御苦労さまでございました。

散会 午後 ２時３２分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員